

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成24年4月1日  
(第18期) 至 平成25年3月31日

デジタルアーツ株式会社

(E05303)

# 目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 沿革	3
3 事業の内容	4
4 関係会社の状況	6
5 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1 業績等の概要	7
2 生産、受注及び販売の状況	9
3 対処すべき課題	10
4 事業等のリスク	11
5 経営上の重要な契約等	14
6 研究開発活動	14
7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	14
第3 設備の状況	15
1 設備投資等の概要	15
2 主要な設備の状況	15
3 設備の新設、除却等の計画	15
第4 提出会社の状況	16
1 株式等の状況	16
(1) 株式の総数等	16
(2) 新株予約権等の状況	16
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	24
(4) ライツプランの内容	24
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	25
(6) 所有者別状況	25
(7) 大株主の状況	26
(8) 議決権の状況	27
(9) ストックオプション制度の内容	28
2 自己株式の取得等の状況	36
3 配当政策	37
4 株価の推移	37
5 役員の状況	38
6 コーポレート・ガバナンスの状況等	41
第5 経理の状況	47
1 連結財務諸表等	48
(1) 連結財務諸表	48
(2) その他	78
2 財務諸表等	79
(1) 財務諸表	79
(2) 主な資産及び負債の内容	96
(3) その他	97
第6 提出会社の株式事務の概要	98
第7 提出会社の参考情報	99
1 提出会社の親会社等の情報	99
2 その他の参考情報	99
第二部 提出会社の保証会社等の情報	100

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月25日
【事業年度】	第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
【会社名】	デジタルアーツ株式会社
【英訳名】	Digital Arts Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 道具 登志夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
【電話番号】	03-5220-1160（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 眞田 久雄
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
【電話番号】	03-5220-1160（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 眞田 久雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
売上高(千円)	1,852,903	2,190,737	2,308,241	2,707,875	2,906,808
経常利益(千円)	632,762	714,081	687,088	565,556	726,149
当期純利益(千円)	350,856	370,656	390,050	310,299	444,265
包括利益(千円)	—	—	390,050	310,299	444,265
純資産額(千円)	2,345,157	2,691,984	2,936,223	3,212,858	3,568,231
総資産額(千円)	2,757,973	3,253,872	3,550,532	4,101,407	4,562,743
1株当たり純資産額(円)	168.19	191.14	208.13	226.32	249.48
1株当たり当期純利益金額(円)	25.32	26.75	28.51	22.68	32.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	24.94	26.40	28.26	22.56	32.15
自己資本比率(%)	84.5	81.2	80.2	75.5	75.6
自己資本利益率(%)	16.3	14.9	14.2	10.4	13.6
株価収益率(倍)	33.96	24.07	17.29	18.34	25.18
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	685,155	601,142	750,789	847,581	820,553
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	△535,346	△455,767	△56,286	△899,336	△558,302
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	△22,773	△58,309	△185,414	△80,271	△97,493
現金及び現金同等物の期末残高(千円)	941,893	1,028,958	1,538,046	1,406,020	1,570,777
従業員数(名)	93	116	141	163	174
(外、平均臨時雇用者数)	(23)	(22)	(16)	(17)	(25)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数欄の( )書きは、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であり外書きであります。

3 平成25年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月
売上高 (千円)	1,805,387	2,105,999	2,239,414	2,651,562	2,844,718
経常利益 (千円)	664,581	701,666	653,981	491,391	699,032
当期純利益 (千円)	389,479	384,698	366,573	265,441	427,580
資本金 (千円)	683,054	683,365	697,388	697,989	713,590
発行済株式総数 (株)	138,582	138,610	139,872	139,926	141,330
純資産額 (千円)	2,512,474	2,873,343	3,094,104	3,325,880	3,664,569
総資産額 (千円)	2,912,128	3,399,060	3,693,482	4,191,373	4,635,772
1株当たり純資産額 (円)	180.26	204.26	219.68	234.58	256.45
1株当たり配当額 (円) (内1株当たり中間配当額) (円)	272 (-)	400 (-)	450 (-)	600 (-)	800 (300)
1株当たり当期純利益金額 (円)	28.11	27.77	26.79	19.40	30.96
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	27.68	27.40	26.56	19.30	30.95
自己資本比率 (%)	85.8	83.1	81.3	76.6	76.5
自己資本利益率 (%)	16.8	14.5	12.6	8.5	12.7
株価収益率 (倍)	30.59	23.19	18.40	21.44	26.16
配当性向 (%)	9.7	14.4	16.8	30.9	25.8
従業員数 (名) (外、平均臨時雇用者数)	91 (23)	115 (22)	139 (15)	163 (16)	169 (24)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 2 従業員数欄の ( ) 書きは、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であり外書きであります。
- 3 第15期の1株当たり配当額には、創立15周年記念配当125円を含んでおります。
- 4 第17期の1株当たり配当額には、東京証券取引所上場記念配当150円を含んでおります。
- 5 第18期の1株当たり配当額には、東京証券取引所一部指定記念配当200円を含んでおります。
- 6 平成25年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## 2 【沿革】

年月	内容
平成7年6月	インターネット関連アプリケーションソフトの開発販売を主な目的として、東京都港区にデジタルアーツ株式会社（資本金1,000万円）を設立
平成10年8月	国産初のWebフィルタリングソフトを開発、同時に有害情報の収集を開始
平成12年1月	資本金を4,000万円に増資
平成12年1月	本社を港区北青山の佐阿德ビルに移転
平成12年3月	資本金を4億9,100万円に増資
平成12年5月	インターネット・モニタリングサービス「NET iScope」サービス開始
平成14年9月	大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場（現 大阪証券取引所JASDAQ（グロース））に上場 資本金を5億5,220万円に増資
平成16年9月	インターネット・モニタリングサービス「NET iScope」の営業を譲渡し、フィルタリングソフト分野に事業を集中
平成16年10月	九州支店開設（現 九州営業所）
平成17年2月	世界22の国と地域で「フィルタリングを含むインターネットアクセス制御に関する特許」が成立 （同特許は、平成25年3月31日現在、世界27の国と地域で取得）
平成17年3月	株式会社アイキューエス（現 連結子会社）の全株式を取得
平成17年10月	本社を千代田区永田町のプルデンシャルタワーに移転
平成18年8月	大阪営業所開設（現 関西営業所）
平成19年11月	名古屋営業所開設（現 中部営業所）
平成20年2月	プライバシーマークを取得
平成21年1月	札幌営業所開設（現 北海道営業所）
平成21年12月	東北営業所開設
平成22年12月	大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に市場区分を移行
平成23年4月	米国子会社 Digital Arts America, Inc. 設立 英国子会社 Digital Arts Europe Ltd 設立
平成23年11月	本社を千代田区大手町の大手町ファーストスクエアウエストタワーに移転
平成24年2月	東京証券取引所市場第二部に上場
平成24年5月	大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）の上場廃止
平成24年6月	米国子会社 Digital Arts Investment, Inc. 設立
平成25年3月	東京証券取引所市場第一部に指定銘柄変更
平成25年5月	ポルキャスト・ジャパン株式会社を設立 米国Polkast LLCと業務提携

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社4社により構成され、インターネット上の問題あるコンテンツを遮断するWebフィルタリングソフト及び電子メールフィルタリングソフトの開発・販売等を行う「セキュリティ事業」を主な事業内容としております。

セキュリティ事業内容と当社グループの状況は、次の通りであります。

インターネットの世界にはさまざまな情報が際限なく氾濫しております。インターネットを活用することにより、情報収集に対する利便性は飛躍的に高まったものの、インターネットに記載される情報のコントロールや防御方法は未だ確立されておられません。したがって、インターネットユーザーが意図せずに問題あるサイトに遭遇する危険性は非常に高くなっております。当社グループは、健全なインターネット社会の発展とユーザーの安全性・快適性に資するべく、インターネット上の情報を選別し、内容によっては「閲覧しない」という選択肢を提供するWebフィルタリングソフトの研究・開発を行い、純国産Webフィルタリングソフトの提供を主に事業展開しております。

#### 企業向け市場

ビジネス社会においては、仕事に有用であるはずのインターネットが、目的外の使われ方をしたためにさまざまな弊害をもたらすという例が増加しております。掲示板やWebメール等を利用した情報漏洩、就業時間内での私的利用による業務効率の低下や、過度のアクセスによるトラフィックレスポンスの低下等への対応策として、当社グループではWebフィルタリングソフト及び電子メールフィルタリングソフトを大手販売代理店を中心とする販売網を通じて提供しております。

#### 公共向け市場

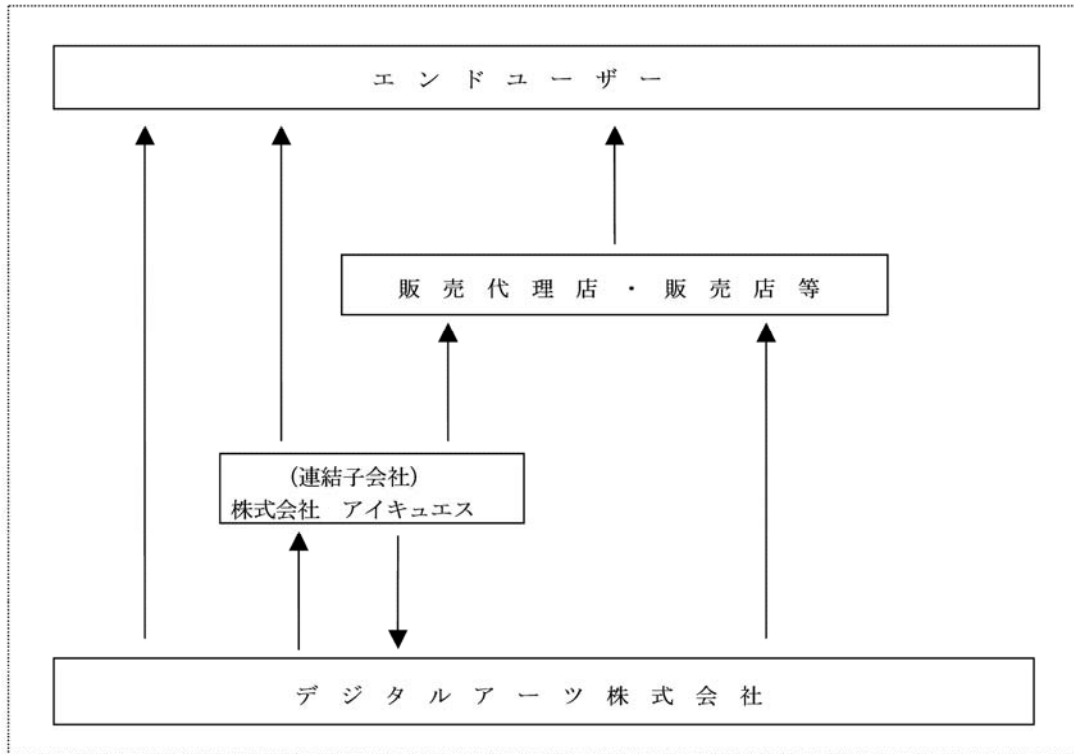
これまでに政府が提唱してきた「e-Japan戦略」、「IT新改革戦略」、「新たな情報通信技術戦略（IT戦略）」等の政策により、全国の小中高等学校等でインターネット環境の整備が進み、あらゆる授業において教員及び生徒がパソコンを活用できるようになってまいりました。このことを背景に、インターネットを介したいじめの誘発や不適切なサイトへの接続など、インターネットアクセスにおける多くの問題を解決するソフトとして、当社グループでは小中高等学校向けのWebフィルタリングソフト並びに学校向けセキュリティ重視型総合インターネットサーバシステムを、大手販売代理店を中心とする販売網を通じて提供しております。また最近では、企業同様に「情報漏洩対策」の観点から地方自治体や官公庁等へのセキュリティ強化の必要性も高まっており、当社グループではWebフィルタリングソフト及び電子メールフィルタリングソフトを、大手販売代理店を中心とする販売網を通じて提供しております。

#### 家庭向け市場

わが国におけるインターネット利用は、既にその世帯普及率が8割を超え、かつブロードバンド回線使用率も約8割以上となっていることに示されるように、地域や年齢層を問わず幅広く普及しております。また、接続のためのインフラストラクチャーが拡充したことにより、場所や時間に関係なく利用できることから、インターネットは日常生活になくはならない情報検索ツールになっていると考えられます。こうした環境の中、教育現場におけるインターネットの活用もあり、子どもたちにとってインターネットの利用は非常に身近なものとなっています。しかしながら、その一方で、子どもたちにとってふさわしくないサイトの氾濫や、インターネットを介したいじめや事件の多発など、インターネットの利便性の裏に潜むさまざまな問題が発生しております。しかしながら、その有効な対策はほとんど講じられていないのが現状であります。近年になり、政府や民間団体によって、携帯サイトをはじめとするインターネットの青少年による適切な利用の促進に対する取り組みや、平成21年4月より有害サイト対策向けに「青少年のインターネット利用環境整備法」が施行され、また、平成23年10月には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言～スマートフォン時代の青少年保護を目指して～」が公表され、青少年のインターネット環境整備への取り組みが活発化しております。当社グループはこうした背景に基づき、学校同様、子どもたちが安全にインターネットを利用できるよう、一般家庭向けWebフィルタリングソフトを提供しており、また携帯端末への技術的対応も既にすませております。

- (注) 1 Webフィルタリングソフトとは、利用者の設定によってインターネット上のページを閲覧するものとし、異なるものに分別する機能を有するソフトです。
- 2 電子メールフィルタリングソフトとは、利用者の設定によって電子メールの送受信を制御する機能を有するソフトです。

当社グループの事業系統図は、次の通りであります。



← 販売・サービスの提供

事業区分別の主な製品は、次の通りであります。

ユーザー区分	主な商品
企業向け市場	「i-FILTER」 (Webフィルタリングソフト) 「m-FILTER」 (メールフィルタリングソフト) 「D-SPA(DigitalArts Secure Proxy Appliance)」 (プロキシ アプライアンス) 「Final Code」 (ファイル暗号化ソリューション)
公共向け市場	「コミュニケーションサービシステム」 (学校向けセキュリ ティ重視型総合インターネットサービシステム) 「i-FILTER」 (Webフィルタリングソフト) 「m-FILTER」 (メールフィルタリングソフト) 「NetFilter」 (Webフィルタリングソフト) 「D-SPA(DigitalArts Secure Proxy Appliance)」 (プロキシ アプライアンス) 「Final Code」 (ファイル暗号化ソリューション)
家庭向け市場	「i-フィルター」 (Webフィルタリングソフト) 「親子ネット」 (Webフィルタリングソフト)



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社アイキューエス	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号	34,000	セキュリティ事業	100.0	役員の兼務 業務の委託 及び受託 製品の仕入 及び販売

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成25年3月31日現在

区分	従業員数 (名)
セキュリティ事業	174 (25)
合計	174 (25)

- (注) 1 上記従業員数欄の ( ) 書きは臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であり外書きであります。  
 2 当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しており、当該事業以外に事業セグメントがないため、セグメントに係る記載は省略しております。  
 3 従業員が前期末に比較して増加した主な理由は、開発、営業およびマーケティング活動の担当組織の強化によるものであります。

##### (2) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
169 (24)	34.7	3.7	5,864

- (注) 1 上記従業員数欄の ( ) 書きは臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であり外書きであります。  
 2 当社は、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しており、当該事業以外に事業セグメントがないため、セグメントに係る記載は省略しております。  
 3 平均年間給与は、賞与、基準外賃金及びストック・オプションによる株式報酬費用を含んでおります。  
 4 従業員数が前期末に比較して増加した主な理由は、開発、営業およびマーケティング活動の担当組織の強化によるものであります。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）における当社グループを取り巻く経営環境は、長期に続いていた円高やデフレの影響等による企業収益の低迷があったものの、昨年末の政権交代に伴い、大胆な金融緩和により過度な円高が修正され株価も上向くなど、景気回復への期待感が一段と高まりました。IT市場においては、欧州の債務問題や中国の情勢不安及び経済減速等の不安要素もある中、企業のシステム投資に対する姿勢は下げ止まりつつあります。

こうした環境の下、当連結会計年度の連結売上高は2,906,808千円（前年同期比107.3%）、売上原価は732,964千円（前年同期比113.0%）、販売費及び一般管理費は1,437,068千円（前年同期比97.6%）となりました。営業利益は736,774千円（前年同期比125.5%）、経常利益は726,149千円（前年同期比128.4%）、当期純利益は444,265千円（前年同期比143.2%）となりました。各市場並びに案件に対する組織的な拡販活動及び費用の見直しを推進した結果、売上高、利益額ともに過去最高の結果となりました。特に、売上高では、公共向け市場において大型案件の受注があった前期を上回る売上高となりました。

各市場の業績は次の通りです。

#### 企業向け市場

多発する企業の機密情報詐取を狙った標的型サイバー攻撃などに対する情報セキュリティ対策ニーズは、依然として高い状態にあります。当社の主力製品であるWebフィルタリングソフト「i-FILTER」及び電子メールフィルタリングソフト「m-FILTER」は、こうしたセキュリティ対策ニーズ向けのソリューションとして、その高機能と使い勝手の良さから評価され、継続的に引き合いをいただいております。しかしながら、「m-FILTER」につきましては、平成24年11月に新バージョン「m-FILTER」Ver. 3.5の発売を開始したこともあり、一部新規案件の次期への成約時期の期ずれが生じ、当第4四半期で伸び悩みました。

旺盛なクラウドサービスに対するニーズから、「i-FILTER」並びに「m-FILTER」のクラウドエディションは、好調に推移いたしました。さらに、これら主力製品に加え、スマートデバイス用Webフィルタリングソフト「i-FILTER ブラウザー」、セキュア・プロキシ・アプライアンス製品「D-SPA」、さらにパスワードレスのファイル暗号化ソリューション「FinalCode」の販売を推進いたしました。

この結果、企業向け市場の売上高は、1,436,323千円（前年同期比100.5%）となりました。

#### 公共向け市場

期首計画においては、前期の大型案件受注の影響を考慮し前年同期比では減収を予想しておりましたが、継続した中央省庁や地域に密着した営業活動を展開した結果、官公庁、地方自治体及び文教市場の開拓が予想以上に進み、売上高は大型案件の受注があった前期を上回りました。

この結果、公共向け市場の売上高は1,152,270千円（前年同期比115.5%）となりました。

#### 家庭向け市場

当期より本格的な有料サービスを開始したスマートフォン向けアプリの「i-フィルター」（iOS版並びにAndroid版）は、携帯電話販売事業者（携帯ショップ）のチャネルを利用した販促活動を実施いたしました。また、Webフィルタリングシステム及びアプリケーションフィルタリングシステムをOEM提供したソフトバンクモバイル株式会社からのサービスも本年2月より提供が開始されました。さらに、新入学の子どもへの携帯端末購入増加機会に向けて、「i-フィルター」の購入拡大に向けた交通広告等の販促活動も実施いたしました。

この結果、家庭向け市場の売上高は、318,213千円（前年同期比113.3%）となりました。

当連結会計年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）の売上高

	企業向け市場	公共向け市場	家庭向け市場	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
25年3月期	1,436	1,152	318	2,906
24年3月期	1,429	997	280	2,707

（百万円未満切捨）

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フローが820,553千円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが558,302千円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが97,493千円の支出となったため、当連結会計年度末には1,570,777千円（前連結会計年度末比164,757千円増）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、税金等調整前当期純利益732,408千円、減価償却費374,251千円、株式報酬費用10,367千円、株式公開費用9,000千円、未払金の増加22,647千円及びその他流動負債の増加14,900千円等の増加要因が、賞与引当金の減少10,598千円、売上債権の増加29,806千円、その他流動資産の増加22,471千円及び法人税等の支払263,503千円等の減少要因を上回ったため、合計で820,553千円の収入となっております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、有形固定資産の取得による支出36,955千円、有形固定資産の売却による収入3,800千円、無形固定資産の取得による支出487,064千円、資産除去債務の履行による支出440千円、子会社株式の取得による支出8,254千円、敷金及び保証金の差入による支出32,040千円、敷金及び保証金の回収による収入2,652千円により、合計で558,302千円の支出となっております。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

株式上場に伴う支出9,000千円、配当の支払119,377千円及び株式の発行による収入30,883千円により、合計で97,493千円の支出となっております。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	前年同期比 (%)
企業向け市場 (千円)	1,425,777	105.9
公共向け市場 (千円)	1,122,158	118.5
家庭向け市場 (千円)	315,816	110.0
合 計 (千円)	2,863,753	111.0

- (注) 1 金額は販売価格によっております。  
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。  
3 当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。

### (2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	前年同期比 (%)
企業向け市場 (千円)	1,436,323	100.5
公共向け市場 (千円)	1,152,270	115.5
家庭向け市場 (千円)	318,213	113.3
合 計 (千円)	2,906,808	107.3

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 輸出版売高はありません。  
3 当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。  
4 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
ソフトバンクBB株式会社	452,085	16.7	682,680	23.5
ダイワボウ情報システム株式会社	309,968	11.4	307,916	10.6
丸紅情報システムズ株式会社	290,744	10.7	295,276	10.2
株式会社PFU	372,711	13.8	253,201	8.7
サイオステクノロジー株式会社	211,013	7.8	232,287	8.0

### 3【対処すべき課題】

国内におけるインターネットの普及に伴い、企業においては業務効率の改善や情報漏洩を防止すること、また教育機関や家庭において生徒や子どもが不必要・不適切なサイトへアクセスしインターネット上の危険にさらされるのを防止することに、関心が高まっております。その対応策の一つとして、Webフィルタリングソフトの導入があり、企業、公的機関及び団体にて需要の増加が加速し、さらに今後は一般家庭において急速に需要が喚起されるものと思われれます。

当社グループの中心となるセキュリティ事業は、企業向け、公共向け、家庭向けの3つの大きな市場別に売上を構成しております。当連結会計年度は3つの市場で相対的には好調に推移しました。

今後も企業向けの市場では、「情報漏洩」関連をはじめ、さらなる市場の広がりが期待できます。また本市場では安定した更新料収入を期待できるためその売上構成比を高め、安定した基盤構築に向け努力してまいります。そのためには、これまで培ったビジネスパートナーによる流通政策を基軸に、販売量の拡大による売上向上に向けて、ビジネスパートナーとの一層の関係強化や新規パートナーの開拓等を進めてまいります。

次に、公共向けの市場では、Webフィルタリングソフトと学校向けのセキュリティ重視型総合インターネットサーバシステムを主軸とし、これまでの学校のほか省庁や市役所等の施設に対して、地域性を考慮した戦略の推進や人員の配置見直しによる政令指定都市以外へのアプローチの強化などによって導入率向上を図り、より安定的な売上を獲得することが重要であると認識しております。

さらに、家庭向けの市場では、安心かつ安全なインターネットの利用環境づくりに対する保護者の意識の向上を背景に、これまで実施してきた大手メーカーの家庭向けパソコンへの標準搭載、ISPやASP経由などによるWebフィルタリングサービスの提供、大手家電量販店でのパッケージ販売、ゲーム機やモバイル端末への搭載、ネットワーク・通信関連企業とのアライアンスによるフィルタリング搭載サーバやネットワーク・通信関連機器の開発・販売、さらにはダウンロード販売といったさまざまな当社グループの販売網を通じて、確実に利用者を獲得してまいります。同時にWebフィルタリングソフトの必要性を感じているにもかかわらず、その存在を知らない潜在的な顧客に対し、インターネット利用の危険性を一般に認知させ、その解決策としてのWebフィルタリングソフトの存在認知を家庭向けに限らず、企業向け及び公共向けに対するものを含め向上させるため、各種の啓蒙活動及び広告活動を実行し、これら潜在需要の喚起と獲得に努めてまいります。また、携帯電話に対するフィルタリングに関しても技術的な問題はなく、社会の要請に合わせて、順次対応してまいります。

インターネットの普及と発展は、必須のインフラストラクチャーとして、今後もこれまで以上のペースで進んでいくものと予想されます。それに伴いライフスタイルなどもこれまで想像し得なかった形に変化していくものと考えられます。

当社グループは当社と同じくWebフィルタリングソフトを中心事業とする子会社である株式会社アイキューエスとともに、経営資源の集約等による経営の効率化を図り、Webフィルタリングソフトの製品群を拡充し、より広範な顧客層及び様々な要望に対応し得る体制を構築しました。さらに海外子会社を通じて、英語及び欧州言語に対応したデータベースの構築と現地の先端企業との協業・投資を行うことによって、今後は、変化する状況に柔軟に対応し、「より便利な、より快適な、より安全なインターネットライフに貢献していく」という当社グループの経営理念に基づいた事業を積極的に展開していくことが当社グループにとって最も重要な課題であると認識しております。

#### 4【事業等のリスク】

当社グループの企業活動は、世界または国内における経済環境の変化や市場の成長度合い、その他、当社グループが計画した事業戦略の成否によって、大きく影響を受けることが予想されます。この結果、当社グループの経営成績、財務状況及び株価が当社グループの見込以上に大きく変動する可能性があります。当社グループの業績、財務状況に影響を与え、株価形成の変動要因となるリスク要因は、次の通りです。なお、文中におけるリスク要因と将来に関する記述は、本有価証券報告書提出日（平成25年6月25日）現在において、当社グループが判断したものであります。

(a) 主要な製品の販売を販売代理店に依存していることと、取引先の経営状態の変化によって当社グループが受ける影響について

当社グループ製品の大部分は、販売代理店を経由し利用者へ販売されています。従いまして、主要販売代理店の販売状況や経営環境変化（企業のM&Aや倒産など）によって、当社グループの売上高が大きく変動する可能性があります。また、こうした販売代理店は、当社グループにとって競合となる製品の取り扱いも行っていきます。当社グループは販売代理店への働きかけにより売上高の拡大に努めておりますが、競合製品の取り扱いが当社グループ製品の取り扱いよりも先行する可能性もあります。

また、当社グループの取引先において、主要取引先の経営状態や環境の変化（企業のM&Aや倒産など）により、当社グループへの債務の支払いが停滞したり、その回収が不可能となった場合、当社グループの財務状況に大きく影響を与える可能性があります。

(b) 当社グループ製品の学校及び自治体などへの販売が国家予算や自治体の政策方針により影響を受けることについて

当社グループ製品の国公立学校や地方自治体などに対する売上高は、本製品の導入先の性質上、国家予算の変動や地方自治体への予算配賦状況、地方自治体における予算の消化状況などによって大きく影響を受ける可能性があります。

(c) インターネットにおける法規制、NPO法人などによる無料サービスの提供、並びにオペレーティングシステムへの無償での組み込みによって受ける影響について

インターネットにおける法規制などが進み、政府やNPO法人によって当社グループの「Webフィルタリング」事業に類する施策や対応が低価格あるいは無償で行われた場合、当社グループにおいて事業及び収益モデルの変更を余儀なくされる可能性があります。

また将来において、当社グループが提供するWebフィルタリングソフトまたはそれに類似するものが、コンピューターのオペレーティングシステム（OS）などに無償または非常に低価格で付加され販売される可能性があり、その製品が当社グループの提供するWebフィルタリングの機能より劣っている場合でも、利用者がそうした製品を積極的に利用する可能性があります。このような場合には当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(d) セキュリティ事業に特化していることによる影響について

当社グループは、インターネット上の問題あるコンテンツを遮断するWebフィルタリングソフト及び電子メールフィルタリングソフトの開発・販売等を行う「セキュリティ事業」に特化しております。今後、経済環境の悪化その他の要因により、セキュリティ市場の需要が低迷した場合等には、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(e) 当社グループの売上高が特定製品に依存していることによる影響について

当社グループの売上高の大部分は、企業向け、公共向けのWebフィルタリング製品「i-FILTER」が占めております。今後につきましても「i-FILTER」の売上が引き続き第一の収入源になると予測しております。当社グループが開発・販売を行っている「i-FILTER」は、企業向け、公共向けの製品であることから、景気動向の悪化等や国家予算や自治体の政策方針等を要因として販売が低迷した場合には、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(f) 当社グループの売上高における第4四半期の割合が高いことによる影響について

当社グループの四半期における売上高は、第4四半期が他の四半期に比べ高くなる傾向にあります。これは、民間企業及び公共団体において、年度末である3月にIT製品の発注が行われることが多いためです。当社グループでは、この季節変動を考慮した計画策定を行い、当該時期の売上の維持・拡大に努めておりますが、何らかの理由により当該時期の受注を計画通りに獲得できなかった場合や、販売代理店または顧客の都合等により発注が遅れた場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(g) 当社発行済株式の特定株主への集中による影響について

平成25年3月31日現在のデジタルアーツ株式会社発行済株式数は14,133,000株（自己株式含む）であり、取締役による保有株式数以外の株式数は9,598,800株と比較的少数であるため、国内外の機関投資家による集中的な株式保有がなされた場合、特定株主への株式集中によって株主数が減少し、上場廃止基準へ抵触する可能性があります。また同様に、国内外の機関投資家によって保有株式の短期的かつ集中的な株式売却がなされた場合、株価が大きく変動する可能性があります。なお、平成25年4月1日付で普通株式1株を100株に分割しており、株式数については株式分割後の数値を記載しております。

(h) 将来企業、学校、家庭などにおいてインターネットそのものの利用機会が衰退した場合の影響について

「インターネット」は世界的にも急速に発展を遂げ、今やなくてはならない情報インフラストラクチャーであります。現在、当社グループの売上の大部分がこの「インターネット」に関連した製品やサービスによって構成されているため、今後「インターネット」そのものの衰退や当社グループ製品の該当市場となる“企業”、“学校”、“自治体”、“家庭”などにおいて、「インターネット」そのものの利用機会が大きく減少した場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(i) 知的財産（特許等）の保護の限界について

当社グループは、独自に開発した技術やノウハウの保全に対して、国内外にてしかるべき対策を行っておりますが、一部地域において法的制限によって当社グループの知的財産権が完全にまたは限定的にしか保護されない可能性があります。このため、他社が当社グループの技術の分析や研究を実施すること、類似する製品の提供を行うことを完全に防止できない可能性があります。さらに、当社グループは他社の知的財産権や著作権の侵害については細心の注意を払い、製品の販売やサービスの提供を行っておりますが、将来他社から知的財産権や著作権を侵害していると見なされる可能性があります。

(j) 当社グループの技術の陳腐化や技術革新が進行し得なかった場合の影響について

当社グループでは、現在提供している製品やサービスにおける技術や品質向上と将来の新製品、新サービスの提供に向け、開発活動を行っております。しかしながら、将来的に当社グループが提供している製品やサービスの陳腐化や当社グループにおける技術革新が進行しなかった場合、当社グループが提供する製品やサービスが競合他社のそれと比較して競争力を獲得できない可能性があります。このことが将来当社グループの業績や財務状況に対して大きな影響となる可能性があります。

(k) 当社グループが提供する製品のバグや欠陥の発生による影響について

当社グループでは「Webフィルタリングソフト」を中心に、多くのソフトウェア製品を開発販売しております。ソフトウェアの開発から販売までの過程において数多くの品質チェックを行い、プログラムの動作確認には万全を期しておりますが、販売時には予期し得なかったソフトウェア特有のバグ（不具合）が販売後確認されることもあります。その場合、当社グループでは速やかに製品のアップデート（修正）プログラムを提供し対応しております。しかしながら、こうしたバグの解決に非常に長期間を有した場合、またはバグの解決に至らなかった場合は、製品の売上の減少や返品によって当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(1)当社グループが所有する基幹システム（サーバ）のトラブルによってサービスを提供できなくなることによる影響について

当社グループの主要なサービスの大部分は、当社グループが管理するサーバよりURL情報等を提供する形態としております。当社グループではこれらのサーバを最重要基幹システムとして位置付け、サーバの二重化やデータのバックアップ取得による保全策などを実行し、サービスの安定的な提供に努めております。しかしながら、サーバはハードウェアであり予期せぬ動作の停止や誤作動及び重要データ（当社グループサービスの核となるURLデータベース、顧客情報、技術情報など）の喪失などが発生し、サービスの提供を行うことができなくなる可能性があります。

また、サーバを保管している施設の事業の停止によるサービスの停止、当社グループが利用するインターネットサービスプロバイダや回線提供事業者におけるトラブル発生、ハッキングまたは重要データの盗難による情報の流出などによって、当社グループがサービスの提供の中断を余儀なくされた場合も同様です。当社ではプライバシーマークを取得し、情報セキュリティ対策、情報の流出防止等に取り組んでおりますが、これらの事象が発生し、サービスが短期・長期に関わらず停止した場合、当社グループへの信頼が低下する恐れがあり、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(m) 主要な経営陣への依存と、有能な技術者やキーパーソンの確保及び育成について

当社グループの運営は、代表取締役社長である道具登志夫をはじめとする主要な経営陣に大きく依存しております。将来これらの経営陣において、病気やけがによる長期休暇、退職、死亡などの事態が発生した場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。また、当社グループの成長と成功は有能な技術者やキーパーソンに大きく依存しており、これら重要な人材の確保と育成には常に取り組んでおりますが、将来こうした技術者やキーパーソンの確保と育成ができなかった場合は、当社グループの成長、業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(n) 企業の合併と買収、営業権の譲渡や獲得などによる影響について

当社は東京証券取引所市場第一部への公開企業であり、代表取締役社長である道具登志夫が平成25年3月31日現在の発行済株式14,133,000株（自己株式含む）のうち4,507,648株（保有する株式の割合 約31.9%、役員持株会保有分を含む）を保有し筆頭株主となっております。しかしながら、公開企業にとって企業の買収と合併の可能性は否定できず、将来当社グループにおいても企業全体または事業の一部や営業権について、買収、合併及び譲渡される可能性があり、このような場合、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

また、当社グループが企業買収、合併及び営業権の獲得を行った場合も同様の影響が発生する可能性があります。

なお、平成25年4月1日付で普通株式1株を100株に分割しており、株式数については株式分割後の数値を記載しております。

(o) 天災、災害、テロ活動、戦争、生物ウィルスなどの発生や停電による影響について

地震や天災といった災害、国内におけるテロ活動、国内外での戦争の発生や悪性インフルエンザに代表される生物ウィルスの蔓延などの予期せぬ事態により、当社グループの業績や事業活動が影響を受ける可能性があります。また、全国的、地域的な停電や入居しているビルの事情によって電力供給が十分得られなかった場合、当社グループの事業活動とサービスの提供が停止し、当社グループの業績や財務状況に大きな影響を与える可能性があります。



## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、開発部で実施しており、当社製品のユーザビリティ向上のための調査、比較、分析を行い、現製品の改良に向けた検討を図っております。また次期事業のための製品及びサービス提供に向けた技術調査、研究、開発を行い、製品化に向けた活動を実施しております。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、8,061千円となっております。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (資産)

当社グループの当連結会計年度末の資産は、売上債権の回収による現預金の増加164,696千円、売上の増加に伴う売掛金の増加83,399千円、ソフトウェアの開発に伴う無形固定資産の増加171,175千円、敷金保証金の増加31,682千円、海外子会社設立による関係会社株式の増加8,254千円等により、前連結会計年度末に比べ461,335千円増加し、4,562,743千円となりました。

#### (負債)

当社グループの当連結会計年度末の負債は、未払金の増加22,255千円、未経過保守売上による前受金の増加53,592千円、未払法人税等の増加26,044千円等により、前連結会計年度末に比べ105,962千円増加し、994,511千円となりました。

#### (純資産)

当社グループの当連結会計年度末の純資産は、当期純利益の計上による利益剰余金の増加444,265千円、新株予約権の増加3,471千円、新株発行による資本金及び資本剰余金の増加31,201千円、配当による利益剰余金の減少123,564千円により、前連結会計年度末に比べ355,373千円増加し、3,568,231千円となりました。

### (3) 経営成績の分析

当連結会計年度における経営成績の分析は、第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績をご参照ください。

### (4) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は、第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローをご参照ください。

### (5) 経営戦略の現状と見通し並びに経営者の問題認識と今後の方針について

これらにつきましては、第2 事業の状況 3 対処すべき課題をご参照ください。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度は37,881千円の設備投資を実施いたしました。その内容は、主に各種サービスおよび各事業所で使用するサーバ等の情報機器のためであります。

また、無形固定資産への投資は主にソフトウェア開発のために487,064千円の投資を実施いたしました。

#### 2【主要な設備の状況】

セグメント情報を記載していないため、当社の主要な設備を示すと次の通りであります。

##### (1) 提出会社

(平成25年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (名)	
		建物		器具及び備品 (千円)	車両運搬具 (千円)		合計 (千円)
		面積 (㎡)	金額 (千円)				
本社 (東京都千代田区)	管理・開発 ・営業設備	1,349.09 (1,349.09)	54,526	57,378	4,851	116,755	148 (21)

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 建物の欄の( )内の数字は、内書きで賃借中のものです。

3 従業員数欄の( )書きは、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であり外書きであります。

4 その他の事業所として北海道営業所(従業員2名)、東北営業所(同2名)、中部営業所(同4名)、関西営業所(同11名)、九州営業所(同2名)があります。

5 提出会社の本社中には、子会社である株式会社アイキューエスに貸与中の建物を含んでおります。

##### (2) 国内子会社

(平成25年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額		従業員数 (名)
			器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
株式会社アイキューエス	本社 (東京都千代田区)	管理・開発・営業設備	191	191	5 (1)

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数欄の( )書きは、臨時雇用者(派遣スタッフ等)の年間平均雇用人数であり外書きであります。

3 株式会社アイキューエスの建物はすべて提出会社から賃借しているものです。

##### (3) 在外子会社

該当事項はありません。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

特記すべき事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	450,360
計	450,360

(注) 平成25年2月28日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年4月1日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は44,585,640株増加し、45,036,000株となっております。

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	141,330	14,133,000	東京証券取引所 市場第一部	当社は単元株制度は採用しておりません。 (注) 3
計	141,330	14,133,000	—	—

- (注) 1 「提出日現在発行数」欄には、平成25年6月1日からの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- 2 当社は、平成25年3月15日付で東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。
- 3 平成25年2月28日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日付で普通株式を1株につき100株の割合で分割したため発行済株式総数は13,991,670株増加いたしました。また、同じく1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### ① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

###### i) 平成17年6月20日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	154個	154個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	462株(注) 1	46,200株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき 156,334円(注) 1	1株につき 1,564円(注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成18年4月1日 至 平成27年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 156,334円(注) 1 資本組入額 78,167円(注) 1	発行価格 1,564円(注) 1 資本組入額 782円(注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 平成18年2月1日付で1株を3株、平成25年4月1日付で1株を100株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されております。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- (2) 新株予約権者の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- (3) 新株予約権の割り当てを受けた者は、当社取締役もしくは使用人の地位を失った後も新株予約権を行使することができる。また、新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合は、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
- (4) その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

4 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所へラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

②会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

i) 平成19年6月21日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	413個	413個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	413株	41,300株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき149,650円	1株につき1,497円(注)1
新株予約権の行使期間	自平成22年5月29日 至平成29年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格149,650円 資本組入額74,825円	発行価格1,497円(注)1 資本組入額749円(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 平成25年4月1日付で1株を100株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されております。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の役員（監査役を含む）又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当該権利行使にかかる新株予約権付与の日以降、当社又は当社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権の一部行使はできない。
- (4) その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

- 4 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所へラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次のとおり決定する。

募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
次のとおり決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条  
第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の  
端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資  
本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとす  
る。
- (8) 新株予約権の取得条項  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議  
案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で  
承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた  
場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ii) 平成20年6月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	777個	640個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	777株	64,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき78,500円	1株につき785円(注)1
新株予約権の行使期間	自 平成23年5月30日 至 平成30年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 78,500円 資本組入額39,250円	発行価格 785円(注)1 資本組入額393円(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡につ いては当社取締役会の承 認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 平成25年4月1日付で1株を100株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約  
権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されております。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の役員（監査役を含む）又は使用人の  
いずれかの地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当該権利行使にかかる新株予約権付与の日以降、当社又は当社  
の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権の一部行使はできない。
- (4) その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 3 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

- 4 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所ヘラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。))は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。



- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、次のとおり決定する。  
募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
次のとおり決定する。  
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

iii) 平成21年6月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	840個	539個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	840株	53,900株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき59,300円	1株につき593円(注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成24年5月26日 至 平成31年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 59,300円 資本組入額29,650円	発行価格 593円(注) 1 資本組入額297円(注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 平成25年4月1日付で1株を100株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されております。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の役員（監査役を含む）又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当該権利行使にかかる新株予約権付与の日以降、当社又は当社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権の一部行使はできない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできない。
- (5) その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3 新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

4 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所へラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、次のとおり決定する。  
募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、組織再編行為を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。  
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
別途定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定めた新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
次のとおり決定する。
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成20年4月1日～平成21年3月31日 (注) 1	121	138,582	1,344	683,054	1,344	669,689
平成21年4月1日～平成22年3月31日 (注) 2	28	138,610	311	683,365	311	670,001
平成22年4月1日～平成23年3月31日 (注) 3	1,262	139,872	14,023	697,388	14,022	684,023
平成23年4月1日～平成24年3月31日 (注) 4	54	139,926	600	697,989	599	684,623
平成24年4月1日～平成25年3月31日 (注) 5	1,404	141,330	15,601	713,590	15,599	700,222

- (注) 1 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、新株予約権(旧新株引受権)の権利行使により、発行済株式総数が121株、資本金が1,344千円、資本準備金が1,344千円増加しております。
- 2 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、新株予約権(旧新株引受権)の権利行使により、発行済株式総数が28株、資本金が311千円、資本準備金が311千円増加しております。
- 3 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、新株予約権(旧新株引受権)の権利行使により、発行済株式総数が1,262株、資本金が14,023千円、資本準備金が14,022千円増加しております。
- 4 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、新株予約権(旧新株引受権)の権利行使により、発行済株式総数が54株、資本金が600千円、資本準備金が599千円増加しております。
- 5 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、新株予約権(旧新株引受権)の権利行使により、発行済株式総数が1,404株、資本金が15,601千円、資本準備金が15,599千円増加しております。
- 6 平成25年2月28日開催の取締役会決議により、平成25年4月1日付で普通株式1株に対し100株の割合で株式分割を行っております。この株式分割により、株式数は13,991,670株増加し、発行済株式総数は14,133,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	7	14	39	28	10	8,799	8,897	—
所有株式数(株)	—	9,444	3,431	10,022	5,134	219	113,080	141,330	—
所有株式数の割合(%)	—	6.68	2.43	7.09	3.63	0.16	80.01	100.00	—

- (注) 1. 自己株式3,100株は、「個人その他」に含めて記載しております。
2. 平成25年2月28日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日をもって1単元の株式数を1株から100株に変更しております。

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
道具 登志夫	東京都世田谷区	45,076	31.89
DAM株式会社	東京都世田谷区奥沢7丁目14番5号	6,800	4.81
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,940	2.08
CGML-IPB CUSTOMER COLLATERAL ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB (東京都品川区東品川2丁目3-14)	2,120	1.50
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	1,829	1.29
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,710	1.21
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,704	1.21
株式会社サン・クロレラ	京都府京都市下京区烏丸通五条下 大坂町369番地	1,620	1.15
資産管理サービス信託銀行株式 会社 (年金特金口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,221	0.86
青木 由美子	北海道札幌市豊平区	1,162	0.82
計	—	66,182	46.83

(注) 1 道具登志夫氏の所有株式数には、デジタルアーツ株式会社役員持株会における同氏の持分を含めておりません。

2 資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口) の信託業務の株式数は、2,940株であります。

3 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) の信託業務の株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

4 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) の信託業務の株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

5 資産管理サービス信託銀行株式会社 (年金特金口) の信託業務の株式数は、1,221株であります。

6 上記の他、自己株式3,100株 (発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.19%) を所有しております。

7 当社は、平成25年2月28日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。

なお、株式分割は、平成25年4月1日を効力発生日としておりますので所有株式数につきましては、株式分割前の株数を基準に記載しております。

(8) 【議決権の状況】

当社は、平成25年2月28日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。

なお、株式分割は、平成25年4月1日を効力発生日としておりますので株式数、議決権の数、自己名義所有株式数及び所有株式数の合計につきましては、株式分割前の株数を基準に記載しております。

① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 138,230	138,230	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	141,330	—	—
総株主の議決権	—	138,230	—

② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
デジタルアーツ株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	3,100	—	3,100	2.19
計	—	3,100	—	3,100	2.19

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度の状況  
(平成17年6月20日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役、従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成17年6月20日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月20日
付与対象者の区分及び人数	取締役（3名）、従業員（63名） 子会社従業員（2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上、(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	同上、(注) 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所へラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに平成14年4月1日改正前旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度の状況

i) (平成19年6月21日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成19年6月21日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役(3名)、従業員(73名) 子会社従業員(2名)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数	同上、(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	同上、(注)2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております

(注)1 平成19年6月21日開催の定時株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。



2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所へラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

ii) (平成20年6月24日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成20年6月24日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役（3名）、従業員（90名） 子会社従業員（1名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数	同上、(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	同上、(注) 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 1 募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所へラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

iii) (平成21年6月24日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成21年6月24日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役（3名）、従業員（80名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数	同上、(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	同上、(注) 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております

(注) 1 募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所ヘラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

iv) (平成25年6月24日定時株主総会決議)

会社法に基づき、株式報酬型ストック・オプションとして、新株予約権を取締役に対しては年額100百万円の範囲内で、監査役に対しては年額50百万円の範囲内で発行することを平成25年6月24日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成25年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び監査役
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	各事業年度に係る当社定時総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の総数は、当社取締役会決議に基づき、取締役に対しては年額100百万円の範囲内で、監査役に対しては年額50百万円の範囲内で新株予約権の発行価額の総額を定め、これを新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値をもとにブラックショールズモデルに基づいて算定される新株予約権1個当たりの公正価額をもって除して得られた数(ただし、整数未満の端数は切捨てる)を限度とする。 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日の翌日から10年以内とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の割当日の翌日から3年を経過する日まで新株予約権を行使できないものとする、あるいは、取締役および監査役いずれかの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 上記以外のその他細目事項については、平成25年6月24日開催の定時株主総会以後に開催される取締役会の決議をもって決定します。

2 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

当社が株式分割、株式無償割当または株式併合を行う場合、その他付与株式数を調整をすることが適切な場合には、合理的な範囲内で調整することができるものとする。

v) (平成25年6月24日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社および当社国内子会社の従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成25年6月24日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成25年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社および当社国内子会社の従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	100,000株を上限とする。(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 2
新株予約権の行使期間	割当日から2年を経過した日から平成35年6月24日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所市場第一部の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
    - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注2)	—	—	43,200	25,156,113
保有自己株式数	3,100	—	266,800	—

(注) 1. 平成25年4月1日付で1株につき100株の株式分割を行い、自己株式は306,900株増加し、310,000株となっております。

2. 当期間のその他は、新株予約権の権利行使であります。

### 3【配当政策】

経営基盤の一層の強化と市場の急激な拡大を視野に入れたWebフィルタリングソフトの普及に備えた投資資金確保のため、内部留保を確保しつつ安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。目標配当性向を連結当期純利益の約25%としております。

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、次期の年間剰余金配当額は1株当たり8円（うち中間配当額4円）を予定いたしております。

なお、当社は、平成25年4月1日付で1株につき100株の株式分割を行っており、次期についての1株当たり配当額は、当該株式分割を考慮して算定しております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成24年10月30日 取締役会	41,469	300
平成25年6月24日 定時株主総会決議	69,115	500

(注) 1. 平成25年6月24日開催の定時株主総会決議に基づき行った期末配当の1株当たり配当額500円は、東京証券取引所一部指定記念配当200円を含んでおります。

2. 当社は、平成25年4月1日付で1株につき100株の株式分割を行っており、当事業年度に係る剰余金の1株当たり配当額は株式分割を考慮しない額を記載しております。

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高（円）	179,000	94,800	74,800	56,500	82,200 ※810
最低（円）	38,550	49,100	38,000	39,500	32,900 ※769

(注) 1 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであり、また平成24年3月31日までは大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、平成25年3月14日までは東京証券取引所（市場第二部）におけるものであり、平成25年3月15日より東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

2 ※印は、株式分割（平成25年4月1日、1株→100株）による権利落後の株価であります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高（円）	42,000	47,850	52,000	57,400	70,300	82,200 ※810
最低（円）	34,300	38,500	45,200	46,850	49,000	64,300 ※769

(注) 1 最高・最低株価は、平成25年3月14日までは東京証券取引所（市場第二部）におけるものであり、平成25年3月15日より東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

2 ※印は、株式分割（平成25年4月1日、1株→100株）による権利落後の株価であります。



5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	道具 登志夫	昭和43年2月17日生	平成9年10月 当社代表取締役社長就任（現任） 平成15年10月 経営企画本部長 平成17年3月 株式会社アイキュエス取締役 平成17年11月 株式会社アイキュエス 代表取締役社長（現任） 平成18年12月 DAM株式会社 代表取締役社長 （現任） 平成23年4月 Digital Arts America, Inc. President（現任） 平成24年6月 Digital Arts Investment, Inc. Director（現任） 平成25年5月 ポルキャスト・ジャパン株式会社 代表取締役社長（現任）	(注) 2	4,507,648
取締役	CTO(最高 技術責任者) 兼 研究開発 部長	高橋 則行	昭和47年11月20日生	平成10年9月 当社入社 開発部 平成12年3月 取締役開発部長 平成12年7月 取締役開発本部長 平成17年11月 株式会社アイキュエス取締役 （現任） 平成18年11月 取締役CTO（最高技術責任者） 平成19年10月 取締役CTO（最高技術責任者） 兼開発部長 平成20年10月 取締役COO(最高執行責任者) 兼開発部長 平成24年4月 取締役COO(最高執行責任者) 兼研究開発担当部長 平成24年6月 Digital Arts Investment, Inc. Director（現任） 平成24年10月 当社取締役COO(最高執行責任者) 兼研究開発部長 平成25年4月 取締役CTO（最高技術責任者） 兼研究開発部長（現任）	(注) 2	16,914
取締役	管理部長	眞田 久雄	昭和43年1月11日生	平成18年3月 当社入社 管理本部長 平成18年6月 取締役管理本部長 平成19年10月 取締役管理部長（現任） 平成21年4月 株式会社アイキュエス管理部長 （現任） 平成23年4月 Digital Arts America, Inc. Director（現任） 平成24年6月 Digital Arts Investment, Inc. Director（現任） 平成25年5月 ポルキャスト・ジャパン株式会社 取締役（現任）	(注) 2	814

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	経営企画 部長	小田 真一朗	昭和49年8月29日生	平成10年4月 株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほコーポレ ート銀行) 入行 平成15年4月 マッキンゼー・アンド・カン パニー・インク・ジャパン 入社 平成24年6月 同社アソシエイト・プリンシ パル 平成25年3月 当社入社 経営企画室 平成25年4月 経営企画部長 平成25年6月 取締役経営企画部長(現任)	(注) 2	—
取締役	総務人事 部長	大垣 憲之	昭和40年8月10日生	昭和63年4月 株式会社リクルート入社 平成8年10月 株式会社リクルート人材セン ター (現株式会社リクルートキャ リア) 転籍 平成15年4月 同社事業企画部長 平成17年4月 同社執行役員 平成22年7月 株式会社オープンハウス入社 管理本部長 平成22年12月 同社取締役管理本部長 平成23年9月 当社入社 管理部 平成24年4月 総務人事部長 平成25年6月 取締役総務人事部長(現任)	(注) 2	—
取締役	営業部長	可児 康之	昭和42年7月10日生	平成3年4月 ダイワボウ情報システム株式会 社入社 平成7年7月 ディーアイエスシステム販売株 式会社転籍 平成16年5月 株式会社ラック入社 平成17年7月 同社営業本部プロダクト営業部 長 平成19年1月 同社執行役員 平成24年12月 当社入社 営業部 平成25年4月 営業部長 平成25年6月 取締役営業部長(現任)	(注) 2	—
常勤監査役	—	若井 修治	昭和11年4月8日生	昭和34年4月 東京電機化学工業株式会社 (現TDK株式会社) 入社 昭和62年12月 TDKコア株式会社 代表取締役社長 平成9年6月 TDK株式会社監査役 平成12年6月 当社監査役(現任) 平成17年3月 株式会社アイキューエス監査役 (現任)	(注) 3	1,660
監査役	—	窪川 秀一	昭和28年2月20日生	昭和51年11月 監査法人中央会計事務所入所 (現あらた監査法人) 昭和61年7月 窪川公認会計士事務所(現四谷 パートナーズ会計事務所) 開設 代表(現任) 平成元年2月 ソフトバンク株式会社監査役 (現任) 平成12年3月 当社監査役(現任) 平成15年5月 株式会社カスミ監査役(現任) 平成16年6月 株式会社テイクアンドギヴ・ ニーズ監査役(現任) 平成17年6月 共立印刷株式会社監査役(現任) 平成18年6月 株式会社ばど監査役(現任)	(注) 3	3,582

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	上杉 昌隆	昭和40年7月31日生	平成7年4月 江守・川森・渥美法律事務所入所 平成11年4月 上杉法律事務所開設 所長 平成12年9月 アムレック法律会計事務所 (現震が関法律会計事務所) パートナー弁護士(現任) 平成15年6月 当社監査役(現任)	(注) 3	3,582
計						4,534,200

- (注) 1 監査役 窪川秀一、上杉昌隆は、社外監査役であります。
- 2 平成25年6月24日開催の定時株主総会終結のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
- 3 平成23年6月24日開催の定時株主総会終結のときから4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。
- 4 所有持株数については、デジタルアーツ株式会社役員持株会における持分を含めております。
- 5 平成25年2月28日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割しております。そのため、所有株式数は、当該株式分割後の株式数を記載しております。
- 6 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
佐々木 公明	昭和41年3月15日生	平成11年8月 東京銀座法律事務所 パートナー弁護士 平成15年5月 アムレック法律会計事務所(現震が関 法律会計事務所) パートナー弁護士(現任) 平成15年6月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ 社外監査役(現任) 平成17年4月 財団法人短期大学基準協会 (現一般財団法人短期大学基準協会) 理事(現任)	—

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① 企業統治の体制

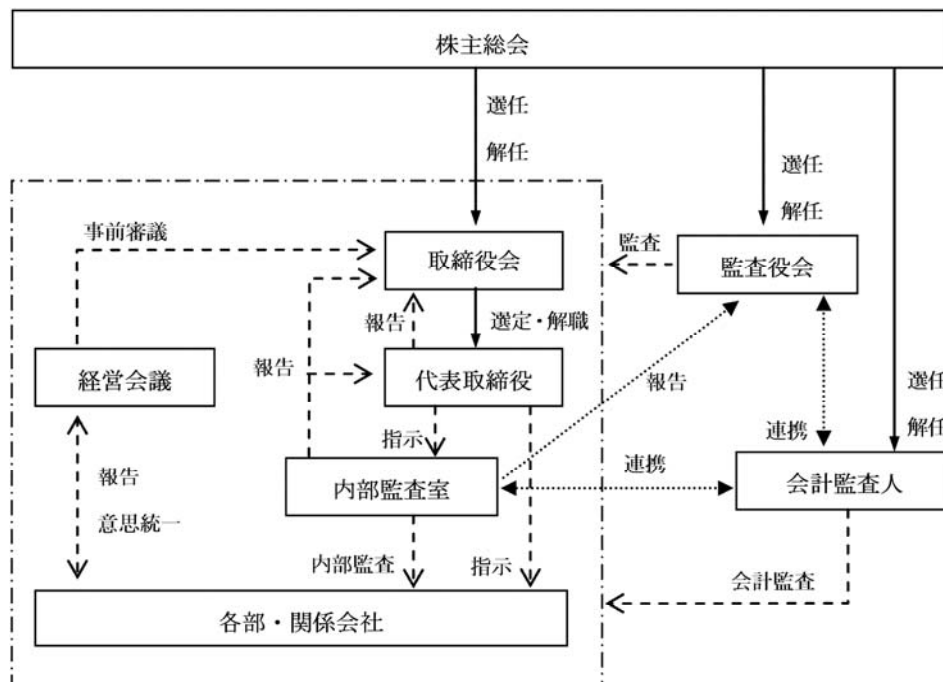
##### イ. 企業統治の体制の概要

当社におけるコーポレート・ガバナンスの考え方は、「迅速な意思決定とそれに付随する役割と責任の明確化」、「社内・社外の両面からの客観的なチェック体制の維持」及び「タイムリーかつ公平なディスクロージャーの徹底」であり、今後もこうした姿勢の維持・強化に努めてまいります。

取締役会は、代表取締役1名及び取締役5名の計6名（提出日現在）で構成され、監査役の同席を得て原則として毎月1回開催し、経営の根幹に関わる重要な事項の意思決定を行っております。また、取締役会の前置機関として、代表取締役、取締役、常勤監査役で構成する経営会議を毎月1回開催し、取締役会の事前審議またその意思決定を踏まえた各経営戦略を決定しております。

あわせて、各部課長級以上のメンバーで構成する経営報告連絡会議を毎週1回開催し、各部門の業務進捗状況に関する報告と意思統一を図っております。これら会議体によって、各自の役割と責任を明確にし、取締役会での意思決定の具現化を図っております。あわせて、それぞれの業務の明確化と相互牽制を行うべく機能別に部を設立しコーポレート・ガバナンスの維持を行っております。

当社グループの経営組織とコーポレート・ガバナンスを維持するための概要は次図の通りです。



(注) 経営会議は、経営報告連絡会議を含みます。

##### ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的方針である「迅速な意思決定とそれに付随する役割と責任の明確化」に関しては、機能別に設立した各部により、それぞれの業務の明確化と相互牽制がなされており、経営の根幹に関わる重要な事項を定例取締役会で討議することに加えて、臨時に発生する各種開示事項や諸施策に関しても取締役会を取締役及び監査役出席のもと適時開催し、迅速な意思決定を可能としております。

「社内・社外の両面からの客観的なチェック体制の維持」における社外のチェックという観点からは、常勤監査役が各種会議体に出席する他、他の日常業務における重要書類の閲覧等に関する事項や取締役・従業員からの聴取事項に関する報告を原則として毎月開催される監査役会において2名の社外監査役に詳細に報告しております。2名の社外監査役は、それぞれが公認会計士及び税理士、弁護士の有資格者であり、独立したそれぞれの専門分野の立場から経営の意思決定に対する厳格なチェックを実施しております。

なお当社は、社外監査役による独立・公正な立場で取締役の重要な業務執行に対する有効性及び効率性の検証を行う等客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えており、その上で現状の監査役の機能を有効に活用しながら、監査役には株主からの付託を受けた実効性のある経営監視が期待できることから、当面、現状のガバナンス体制を維持することとし、社外取締役の選任は予定いたしておりません。

## ハ、内部統制システムの整備の状況

### 内部統制システム基本方針

#### ①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として毎月1回開催することに加え必要があるときは随時開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。

取締役ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組み、内部統制システムの充実に努める。

#### ②取締役および従業員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

内部監査の実効性を確保するため、取締役および従業員の業務職務の執行に係る重要書類（含む電磁的媒体）の管理方法および保存期間を定める規程を整備し、適切に保存および管理・破棄する。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険（リスク）の管理に関する体制を整備するため、各部署におけるリスク管理に関する規程の制定、ガイドライン・マニュアル、従業員教育等の整備等を行う。

また、内部監査部門を設置し、内部監査部門は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば監査方法の改定を行う。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性を確保するため、年度毎に事業計画を策定し、別途策定される中期経営計画との進捗を月次の業績評価により検証する。

通常業務遂行については、職務権限規程ならびに業務分掌規程に基づき取締役会から従業員に権限の委譲を行い、効率的な業務執行に当たる。

#### ⑤従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

従業員の業務執行の適法性に関する体制を整備するため、法令順守に係る規程を制定し、従業員教育や従業員通報制度の実施等を行い、問題発生時には取締役会ならびに監査役会に報告される体制整備を行う。

内部監査部門を置き、内部監査を通じた内部統制体制を構築する。内部監査部門は経営管理・業務活動全般を対象とする内部監査を定期的実施し、法令・経営方針・定款、各種規程および定められた業務プロセス等への準拠状況を評価、検証し、監査役会ならびに取締役会に適時報告すること。

#### ⑥企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は内部監査規程に基づき、当社内部監査部門による子会社内部監査を実施し、当社グループにおける内部統制システムを確立し、子会社におけるリスクの内容、頻度、当社への影響等について適時、当社取締役会ならびに監査役会に報告を行う。

#### ⑦監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討する。

#### ⑧監査役がその職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員の任命・異動については、各監査役の意見を尊重する。

また、監査役がその職務を補助すべき従業員は、監査補助業務については、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。

⑨取締役および従業員が監査役会に報告をするための体制

監査の実効性を確保するため、取締役および従業員から監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について監査役会が適時報告を受ける体制を整備する。また、監査役会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会、内部監査部門および会計監査人は必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。

⑪反社会的勢力排除のための体制

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

ニ. リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、経営上のリスク管理に関する体制を整備するため規程の制定し、基本方針・管理責任を明確にしリスク管理体制を強化しております。

さらに当社グループでは、法令遵守（コンプライアンス）推進のため、コンプライアンス規程を制定しております。法律問題への適切な対応を行うため法律事務所と顧問契約を結び、助言と指導を受ける体制を整備しております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査人2名と監査役3名で構成されております。

内部監査につきましては、独立した組織として内部監査室を設置しております。内部監査にあたっては会計監査人及び監査役と連携し、意見交換をしたうえで年度計画を策定し、監査を実施しております。監査結果については報告書を作成し、逐次代表取締役へ報告するほか、監査役へも報告しております。

常勤監査役若井修治氏は、TDK株式会社において長年経理財務業務に携った経験をもっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役窪川秀一氏は公認会計士及び税理士、監査役上杉昌隆氏は弁護士であります。

③ 会計監査の状況

当社グループは、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査業務について、三優監査法人と監査契約を締結しております。会計監査業務を執行した公認会計士は、久保幸年、瀬尾佳之の2氏であり、当該業務に係る補助者は、公認会計士1名、公認会計士試験合格者2名、その他1名を主たる構成員としております。

④ 社外監査役

当社の社外監査役は2名であります。

社外監査役である窪川秀一は、当社株式3,582株を保有しておりますが、当社との間にその他の特別な利害関係はありません。また、同氏は四谷パートナーズ会計事務所の代表であります。当社と四谷パートナーズ会計事務所との間に特別な利害関係はありません。

社外監査役である上杉昌隆は、当社株式3,582株を保有しておりますが、当社との間にその他の特別な利害関係はありません。また、同氏は霞が関法律会計事務所のパートナー弁護士であります。当社と霞が関法律会計事務所との間に特別な利害関係はありません。

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、社外監査役を選任しております。社外監査役に関して、独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしております。社外監査役は、独立性の高い立場から保有する専門的見地に基づき取締役の業務執行の適法性、適正性を監査する機能を有しております。

社外監査役は社内監査役とともに、内部監査人が定期的実施する内部監査結果の内、重要な事象・リスク要因については、詳細な報告を受けております。

また、四半期決算及び本決算に関わる会計監査人監査において、監査役が業務を執行した公認会計士及び監査業務に関わる補助者から監査状況における詳細な報告を受けております。内部監査人は、必要に応じて取締役会を通じて社外監査役に対して内部統制等の状況について報告しております。

なお、当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、社外監査役による独立・公正な立場で取締役の重要な業務執行に対する有効性及び効率性の検証を行う等、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えており、その上で現状の監査役の機能を有効に活用しながら、監査役には株主からの付託を受けた実効性のある経営監視が期待できることから、当面、現状のガバナンス体制を維持することとし、社外取締役の選任は予定いたしておりません。

⑤ 役員報酬の内容

イ. 提出会社の役員区分ごとに報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	
取締役	41,453	34,350	7,103	5
監査役 (社外監査役を除く)	6,000	6,000	－	1
社外役員	4,800	4,800	－	2

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額 (千円)	対象となる役員の員数 (人)	内 容
44,387	4	業務の対価としての給与であります。

ニ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針 (提出日現在)

I. 取締役

基本報酬については、取締役会により決定しております。

株主総会で承認された報酬枠の範囲内において、業績貢献や業務執行状況を勘案して決定しております。

報酬限度額は、平成18年6月28日及び平成25年6月24日の株主総会決議により年額400,000千円と定めており、その内訳は基本報酬100,000千円、ストック・オプション200,000千円、株式報酬型ストック・オプション100,000千円となります。

ストック・オプションについては、株主総会の委任を受けた取締役会において決定しております。

株式報酬型ストック・オプション制度の導入については、平成25年6月24日の株主総会において決議いただいております。なお、その報酬額は株主総会の委任を受けた取締役会において決定いたします。

II. 監査役

基本報酬については、監査役の協議により決定しております。

基本報酬は、職務や権限を考慮し業績との連動を行わず定額報酬のみとし、その報酬限度額は、平成12年3月14日の臨時株主総会決議により年額100,000千円と定めております。

監査役(社外監査役を除く)に対し、企業価値向上を目指す貢献意欲を一層高めることを目的として、報酬型ストック・オプション制度の導入を平成25年6月24日の株主総会において決議いただいております。

なお、株式報酬型ストック・オプションは年額50,000千円を上限とし、その報酬額は株主総会の委任を受けた取締役会において決定いたします。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は6名以内とする旨を定款に定めております。

⑦ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、当社は取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定めております。

また、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう事としております。

⑧ 自己株式の取得決議機関

当社は、機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑨ 中間配当金

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑩ 責任限定契約の内容と概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める金額としております。なお、当該責任限定が認められるのは社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑪ 取締役の責任免除

当社は、取締役の責任を合理的な範囲にとどめるため、当社の取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。

⑫ 監査役の責任免除

当社は、監査役の責任を合理的な範囲にとどめるため、当社の監査役（監査役であった者も含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。

⑬ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑭ 株式の保有状況

該当事項はありません。



(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	20,750	—	19,500	—
連結子会社	—	—	—	—
計	20,750	—	19,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はございません。

(当連結会計年度)

該当事項はございません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はございません。

(当連結会計年度)

該当事項はございません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に関する監査報酬の決定方針としましては、監査業務のみを依頼しており監査報酬はその監査日数、当社の事業規模・業務の特性等の要素を勘案して適切に決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表の適正性を確保できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集に努めております。

また、同基準機構の行うセミナー等に積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】  
 (1) 【連結財務諸表】  
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,905,305	2,070,002
売掛金	724,573	807,972
有価証券	100,714	100,775
製品	3,593	8,365
繰延税金資産	64,481	63,197
その他	33,609	53,768
流動資産合計	2,832,277	3,104,081
固定資産		
有形固定資産		
建物	101,073	94,408
減価償却累計額	△24,444	△32,030
建物（純額）	76,628	62,377
車両運搬具	8,238	5,961
減価償却累計額	△5,931	△1,110
車両運搬具（純額）	2,307	4,851
工具、器具及び備品	207,146	215,912
減価償却累計額	△136,468	△156,602
工具、器具及び備品（純額）	70,678	59,309
建設仮勘定	—	136
有形固定資産合計	149,614	126,674
無形固定資産		
ソフトウェア	555,860	718,422
その他	57,173	65,786
無形固定資産合計	613,033	784,209
投資その他の資産		
投資有価証券	303,313	301,972
繰延税金資産	16,923	18,527
関係会社株式	※1 48,515	※1 56,769
その他	137,729	170,508
投資その他の資産合計	506,481	547,778
固定資産合計	1,269,129	1,458,662
資産合計	4,101,407	4,562,743

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	6,643	2,178
未払法人税等	129,145	155,190
賞与引当金	87,298	76,699
前受金	389,627	443,219
資産除去債務	744	—
その他	244,726	285,200
流動負債合計	858,185	962,488
固定負債		
資産除去債務	29,733	31,389
その他	630	633
固定負債合計	30,363	32,022
負債合計	888,549	994,511
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	697,989	713,590
資本剰余金	684,623	700,222
利益剰余金	1,894,540	2,215,241
自己株式	△180,518	△180,518
株主資本合計	3,096,634	3,448,536
新株予約権	116,223	119,695
純資産合計	3,212,858	3,568,231
負債純資産合計	4,101,407	4,562,743

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売上高	2,707,875	2,906,808
売上原価	648,752	732,964
売上総利益	2,059,122	2,173,843
販売費及び一般管理費	※1, ※2 1,471,913	※1, ※2 1,437,068
営業利益	587,209	736,774
営業外収益		
受取利息	807	954
受取手数料	277	297
未払配当金除斥益	—	869
雇用調整助成金	—	250
雑収入	14	23
営業外収益合計	1,099	2,394
営業外費用		
株式交付費	151	317
為替差損	1,601	3,701
株式公開費用	21,000	9,000
営業外費用合計	22,752	13,019
経常利益	565,556	726,149
特別利益		
新株予約権戻入益	2,137	6,896
受取和解金	2,578	—
特別利益合計	4,716	6,896
特別損失		
固定資産除却損	※3 1,157	※3 637
事務所移転費用	4,000	—
特別損失合計	5,157	637
税金等調整前当期純利益	565,115	732,408
法人税、住民税及び事業税	278,851	288,463
法人税等調整額	△24,035	△320
法人税等合計	254,816	288,142
少数株主損益調整前当期純利益	310,299	444,265
当期純利益	310,299	444,265

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	310,299	444,265
包括利益	310,299	444,265
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	310,299	444,265

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	697,388	697,989
当期変動額		
新株の発行	600	15,601
当期変動額合計	600	15,601
当期末残高	697,989	713,590
資本剰余金		
当期首残高	684,023	684,623
当期変動額		
新株の発行	599	15,599
当期変動額合計	599	15,599
当期末残高	684,623	700,222
利益剰余金		
当期首残高	1,645,788	1,894,540
当期変動額		
剰余金の配当	△61,547	△123,564
当期純利益	310,299	444,265
当期変動額合計	248,751	320,700
当期末残高	1,894,540	2,215,241
自己株式		
当期首残高	△180,518	△180,518
当期末残高	△180,518	△180,518
株主資本合計		
当期首残高	2,846,682	3,096,634
当期変動額		
新株の発行	1,200	31,201
剰余金の配当	△61,547	△123,564
当期純利益	310,299	444,265
当期変動額合計	249,952	351,902
当期末残高	3,096,634	3,448,536
新株予約権		
当期首残高	89,541	116,223
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	26,682	3,471
当期変動額合計	26,682	3,471
当期末残高	116,223	119,695
純資産合計		
当期首残高	2,936,223	3,212,858
当期変動額		
新株の発行	1,200	31,201
剰余金の配当	△61,547	△123,564
当期純利益	310,299	444,265
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	26,682	3,471
当期変動額合計	276,634	355,373
当期末残高	3,212,858	3,568,231

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	565,115	732,408
減価償却費	310,295	374,251
株式報酬費用	28,820	10,367
賞与引当金の増減額(△は減少)	16,209	△10,598
受取利息	△807	△954
株式交付費	151	317
株式公開費用	21,000	9,000
新株予約権戻入益	△2,137	△6,896
固定資産除却損	1,157	637
売上債権の増減額(△は増加)	76,761	△29,806
たな卸資産の増減額(△は増加)	△963	△4,771
仕入債務の増減額(△は減少)	2,735	△4,465
未払金の増減額(△は減少)	78,898	22,647
その他の流動資産の増減額(△は増加)	3,096	△22,471
その他の流動負債の増減額(△は減少)	36,483	14,900
その他	3,315	△2,804
小計	1,140,132	1,081,761
利息及び配当金の受取額	1,480	2,295
法人税等の支払額	△294,031	△263,503
営業活動によるキャッシュ・フロー	847,581	820,553
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△113,544	△36,955
有形固定資産の売却による収入	—	3,800
無形固定資産の取得による支出	△375,588	△487,064
資産除去債務の履行による支出	△14,470	△440
投資有価証券の取得による支出	△304,023	—
子会社株式の取得による支出	△48,515	△8,254
敷金及び保証金の差入による支出	※2 △127,711	※2 △32,040
敷金及び保証金の回収による収入	※2 84,516	※2 2,652
投資活動によるキャッシュ・フロー	△899,336	△558,302
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式上場に伴う支出	△21,000	△9,000
株式の発行による収入	1,048	30,883
配当金の支払額	△60,320	△119,377
財務活動によるキャッシュ・フロー	△80,271	△97,493
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△132,026	164,757
現金及び現金同等物の期首残高	1,538,046	1,406,020
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,406,020	※1 1,570,777



【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社アイキューエス

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

Digital Arts America, Inc.

Digital Arts Europe Ltd

Digital Arts Investment, Inc.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 1社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

非連結子会社

Digital Arts America, Inc.

Digital Arts Europe Ltd

Digital Arts Investment, Inc.

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(ロ) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(ハ) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産

(イ) 製品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量(または収益)に基づく方法または残存有効期間(3年)によっております。

ハ 長期前払費用

定額法によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

イ 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

イ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「敷金及び保証金の増減額」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「敷金及び保証金の増減額」に表示していた△630千円は、「その他」として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
関係会社株式	48,515千円	56,769千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
広告宣伝費	263,947千円	263,715千円
給与手当	408,530	437,034
賞与引当金繰入額	48,692	35,972
支払手数料	76,502	74,165

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	17,629千円	8,061千円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
工具、器具及び備品	1,157千円	637千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	139,872	54	—	139,926
合計	139,872	54	—	139,926
自己株式				
普通株式	3,100	—	—	3,100
合計	3,100	—	—	3,100

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加54株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	116,223
合計		—	—	—	—	—	116,223

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	61,547	450	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	82,095	利益剰余金	600	平成24年3月31日	平成24年6月25日

(注) 配当の総額及び1株当たり配当額は東京証券取引所上場記念配当の総額20,523千円、1株当たり150円を含むものであります。

当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

当社は、平成25年2月28日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。

なお、株式分割は、平成25年4月1日を効力発生日としておりますので発行済株式の総数、自己株式の数、1株当たりの配当額及び新株予約権の目的となる株式の数につきましては、株式分割前の株数を基準に記載しております。

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	139,926	1,404	—	141,330
合計	139,926	1,404	—	141,330
自己株式				
普通株式	3,100	—	—	3,100
合計	3,100	—	—	3,100

（注） 普通株式の発行済株式総数の増加1,404株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	119,695
	合計	—	—	—	—	—	119,695

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	82,095	600	平成24年3月31日	平成24年6月25日
平成24年10月30日 取締役会	普通株式	41,469	300	平成24年9月30日	平成24年12月3日

(注) 平成24年3月31日を基準日とする配当の総額及び1株当たり配当額は、東京証券取引所上場記念配当の総額20,523千円、1株当たり150円を含むものであります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	69,115	利益剰余金	500	平成25年3月31日	平成25年6月25日

- (注) 1. 配当の総額及び1株当たり配当額は東京証券取引所一部指定記念配当の総額27,646千円、1株当たり200円を含むものであります。
2. 当社は平成25年2月28日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年4月1日付で1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割を考慮した場合、1株当たり配当額は5円となります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	1,905,305千円	2,070,002千円
預入期間が3か月を 超える定期預金	△600,000	△600,000
有価証券	100,714	100,775
現金及び現金同等物	1,406,020	1,570,777

※2 前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

本社移転に係る敷金及び保証金の支出額及び収入額を記載しております。

当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

営業所移転に係る敷金及び保証金の支出額及び収入額を記載しております。

3 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

当連結会計年度における重要な資産除去債務の計上額は、27,072千円であります。

当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心として、安全性の高い国債及び高格付けの社債等で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

有価証券は短期運用の投資信託であり、また、投資有価証券である債券は国債であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、当社営業管理課及び管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

短期運用についても、銀行預金や高い格付けのファンドのみを行っており、信用リスクを可能な限り回避しております。

②市場リスク (金利等の変動リスク) の管理

当社グループの資金需要を予測しながら資金運用ポートフォリオを決定しており、可能な限り市場リスクを回避しております。

③資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

当社は、管理部が適時に資金計画を作成するなどの方法で、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を折り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,905,305	1,905,305	—
(2) 売掛金	724,573	724,573	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	303,313	303,390	76
その他有価証券	100,714	100,714	—
資産計	3,033,907	3,033,983	76
(1) 未払法人税等	129,145	129,145	—
負債計	129,145	129,145	—

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,070,002	2,070,002	—
(2) 売掛金	807,972	807,972	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	301,972	302,460	487
その他有価証券	100,775	100,775	—
資産計	3,280,722	3,281,209	487
(1) 未払法人税等	155,190	155,190	—
負債計	155,190	155,190	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらのうち、国債の時価については、取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託については、利回りも預金並みであり短期間で運用成果が分配されることから、時価は帳簿価額と近似するため、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で解消されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。



2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,905,305	—	—	—
売掛金	724,573	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債	—	300,000	—	—
合計	2,629,879	300,000	—	—

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,070,002	—	—	—
売掛金	807,972	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債	—	300,000	—	—
合計	2,877,974	300,000	—	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	303,313	303,390	76
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	303,313	303,390	76
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		303,313	303,390	76

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	301,972	302,460	487
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	301,972	302,460	487
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		301,972	302,460	487

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	100,714	100,714	—
	小計	100,714	100,714	—
合計		100,714	100,714	—

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	100,775	100,775	—
	小計	100,775	100,775	—
合計		100,775	100,775	—

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）及び当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

確定拠出年金への掛金支払額は、5,857千円であります。

当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

確定拠出年金への掛金支払額は、7,221千円であります。

(ストックオプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
売上原価 (株式報酬費用)	6,377	1,944
販売費及び一般管理費 (株式報酬費用)	22,442	8,423

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
新株予約権戻入益	2,137	6,896

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成14年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の 区分及び人数	取締役5名 従業員47名	取締役3名 従業員63名 子会社従業員2名	取締役3名 従業員73名 子会社従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 330株	普通株式 355株	普通株式 498株
付与日	平成14年7月15日	平成17年7月28日	平成20年6月12日
権利確定条件	付与日（平成14年7月15日）以降、権利確定日（平成16年6月18日）まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員（監査役を含む）又は従業員のいずれかの地位にあること、及び破産宣告を受けていないこと。	付与日（平成17年7月28日）以降、権利確定日（平成18年3月31日）まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員（監査役を含む）又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は提出会社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。	付与日（平成20年6月12日）以降、権利確定日（平成22年5月29日）まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員（監査役を含む）又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は提出会社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。 ただし、以下の時期をもって権利確定日とする。 ①平成22年5月29日に付与数の3分の1 ②平成23年5月29日に付与数の3分の1 ③平成24年5月29日に付与数の3分の1
対象勤務期間	自 平成14年7月15日 至 平成16年6月18日	自 平成17年7月28日 至 平成18年3月31日	①平成20年5月28日～平成22年5月29日 付与数の3分の1 ②平成20年5月28日～平成23年5月29日 付与数の3分の1 ③平成20年5月28日～平成24年5月29日 付与数の3分の1 権利確定条件①②③と対応。
権利行使期間	権利確定後8年以内 (自 平成16年6月19日 至 平成24年6月18日)	自 平成18年4月1日 至 平成27年6月20日	権利確定日から平成29年6月21日まで。 ただし、権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の役員（監査役を含む）又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
会社名	提出会社	同左
付与対象者の 区分及び人数	取締役3名 従業員90名 子会社従業員1名	取締役3名 従業員80名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 997株	普通株式 993株
付与日	平成21年6月12日	平成22年6月8日
権利確定条件	付与日(平成21年6月12日)以降、権利確定日(平成23年5月30日)まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員(監査役を含む)又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は提出会社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。 ただし、以下の時期をもって権利確定日とする。 ①平成23年5月30日に付与数の3分の1 ②平成24年5月30日に付与数の3分の1 ③平成25年5月30日に付与数の3分の1	付与日(平成22年6月8日)以降、権利確定日(平成24年5月26日)まで提出会社又は提出会社の関係会社の役員(監査役を含む)又は従業員のいずれかの地位にあること、及び提出会社又は提出会社の関係会社の就業規則に定める減給以上の懲戒処分を受けていないこと。 ただし、以下の時期をもって権利確定日とする。 ①平成24年5月26日に付与数の3分の1 ②平成25年5月26日に付与数の3分の1 ③平成26年5月26日に付与数の3分の1
対象勤務期間	①平成21年5月30日～平成23年5月29日 付与数の3分の1 ②平成21年5月30日～平成24年5月29日 付与数の3分の1 ③平成21年5月30日～平成25年5月29日 付与数の3分の1 権利確定条件①②③と対応。	①平成22年5月26日～平成24年5月25日 付与数の3分の1 ②平成22年5月26日～平成25年5月25日 付与数の3分の1 ③平成22年5月26日～平成26年5月25日 付与数の3分の1 権利確定条件①②③と対応。
権利行使期間	権利確定日から平成30年6月24日まで。 ただし、権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の役員(監査役を含む)又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。	権利確定日から平成31年6月24日まで。 ただし、権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の役員(監査役を含む)又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。

(注) 平成25年4月1日付で普通株式1株を100株に分割しておりますので、株式分割前の発行時の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成25年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

①ストック・オプションの数

	平成14年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	—	123	557	918
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	28	47
権利確定	—	—	123	292	339
未確定残	—	—	—	237	532
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	1,404	486	306	316	—
権利確定	—	—	123	292	339
権利行使	1,404	—	—	—	—
失効	—	24	16	68	31
未行使残	—	462	413	540	308

(注) 平成25年4月1日付で普通株式1株を100株に分割しておりますので、ストック・オプションの数については株式分割前の数値を記載しております。

②単価情報

	平成14年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	22,223	156,334	149,650	78,500	59,300
行使時平均株価 (円)	38,683	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	①110,495円 ②113,283円 ③115,813円 (注) 1	①57,181円 ②58,573円 ③59,831円 (注) 1	①37,460円 ②38,553円 ③39,540円 (注) 1

(注) 1 3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況 (1) ストック・オプションの内容の各年度の権利確定条件・対象勤務期間はそれぞれ①②③と対応しております。

2 平成25年4月1日付で普通株式1株を100株に分割しておりますので、単価情報については株式分割前の数値を記載しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過年度における退職率に基づき、権利不確定による失効数を見積り算定いたしました。



(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	9,747千円	13,053千円
賞与引当金	33,185	29,171
未払社会保険料	4,558	4,120
未払賃借料	17,603	17,782
その他	2,494	2,006
計	67,590	66,134
繰延税金負債(流動)		
連結会社間内部取引消去	△3,108	△2,937
計	△3,108	△2,937
繰延税金資産(固定)		
減価償却費超過額	3,764	1,003
株式報酬費用	11,238	13,493
資産除去債務	1,919	4,029
計	16,923	18,527
繰延税金資産の純額	81,404	81,724

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率(調整)	40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.56	
住民税均等割	1.37	
過年度法人税等	0.07	
株式報酬費用	1.59	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.11	
その他	△0.30	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.09	

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社及び営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の算定方法

使用見込期間を取得から10～15年と見積り、割引率は、1.032%～1.73%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
期首残高	15,400千円	30,477千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	27,072	1,317
時の経過による調整額	4,203	338
資産除去債務の履行による減少額	△16,200	△744
期末残高	30,477	31,389

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)及び当連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

当社グループは、セキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の国または地域の売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国または地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しております。

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ソフトバンクBB株式会社	452,085
株式会社PFU	372,711
ダイワボウ情報システム株式会社	309,968
丸紅情報システムズ株式会社	290,744

当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の国または地域の売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国または地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社グループは、セキュリティ事業のみの単一セグメントに従事しております。

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ソフトバンクBB株式会社	682,680
ダイワボウ情報システム株式会社	307,916
丸紅情報システムズ株式会社	295,276

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）及び当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）及び当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）及び当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	道具登志夫	—	—	当社代表取締役社長	（被所有）直接32.6	ストック・オプションの権利行使	ストック・オプションの権利行使	22,000	—	—

(注) 1. 平成14年6月18日開催の定時株主総会決議により発行した新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

2. 議決権等の所有（被所有）割合については、発行済株式総数から自己株を控除して計算しております。

(開示対象特別目的会社関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	226円32銭	249円48銭
1株当たり当期純利益金額	22円68銭	32円17銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	22円56銭	32円15銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	310,299	444,265
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	310,299	444,265
普通株式の期中平均株式数(株)	13,679,211	13,811,267
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	74,246	5,123
(うち新株予約権)(株)	74,246	5,123
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権 平成17年6月20日決議 潜在株式の数 48,600株</p> <p>平成19年6月21日決議 潜在株式の数 42,900株</p> <p>平成20年6月24日決議 潜在株式の数 87,300株</p> <p>平成21年6月24日決議 潜在株式の数 92,300株</p>	<p>新株予約権 平成17年6月20日決議 潜在株式の数 46,200株</p> <p>平成19年6月21日決議 潜在株式の数 41,300株</p> <p>平成20年6月24日決議 潜在株式の数 77,700株</p> <p>平成21年6月24日決議 潜在株式の数 84,000株</p>

当社は、平成25年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割については、前連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割)

平成25年2月28日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年4月1日に株式分割を行っております。

1 株式分割の目的

株式の分割を実施し、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100株を1単元とする単元株制度を採用いたしました。

2 株式分割の割合

平成25年3月31日(日)を基準日として、同日(同日は株式名簿管理人の休業日につき、実質的には平成25年3月29日(金))の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき100株の割合をもって分割を行っております。

3 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	141,330株
今回の分割により増加する株式数	13,991,670株
株式分割後の発行済株式総数	14,133,000株
株式分割後の発行可能株式総数	45,036,000株

4 株式分割の時期

基準日	平成25年3月31日(日) (実質的には平成25年3月29日(金))
効力発生日	平成25年4月1日(月)

5 1株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、(1株当たり情報)に記載しております。

(株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権について)

当社は、平成25年6月24日開催の第18期定時株主総会において、当社取締役および監査役に対して有償にて発行することを決議しております。

当該ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、下記のとおり当社の企業価値への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とするストックオプションとして発行されるものであって、当社における取締役および監査役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、当該ストックオプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役および監査役に払込金額と同額の報酬を付与し、当該新株予約権の払込金額と本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役および監査役の報酬債権とを相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。なお、当該新株予約権の払込金額は、公正価額を基準に定められます。

1. 取締役および監査役に対し新株予約権を発行する理由

取締役については、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、また監査役については、企業価値向上を目指す貢献意欲を一層高めることを目的として、ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の総数は、当社取締役会決議に基づき、取締役に対しては年額100百万円の範囲内で、監査役に対しては年額50百万円の範囲内で新株予約権の発行価額の総額を定め、これを新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値をもとにブラックショールズモデルに基づいて算出される新株予約権1個当たりの公正価額をもって除して得られた数(ただし、整数未満の端数は切捨てる)を限度とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。ただし、当社が株式分割、株式無償割当または株式併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲内で調整することができるものとする。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の割当日の翌日から10年以内とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、新株予約権の割当日の翌日から3年を経過する日まで新株予約権を行使できないものとする、あるいは、取締役および監査役いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。
- (8) その他の新株予約権の内容  
その他の新株予約権の内容は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ストックオプションとして発行する新株予約権について)

当社は、平成25年6月24日開催の第18期定時株主総会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社および当社国内子会社の従業員に対して無償にて発行することを決議しております。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社および当社国内子会社の従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社および当社国内子会社の従業員。

3. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権1,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式100,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算定により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所市場第一部の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算定式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日から2年を経過した日から平成35年6月24日まで

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会の決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

⑦ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii 新株予約権の取得条項

上記⑥に準じて決定する。

⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

⑩ その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。



⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	570,411	1,351,726	1,975,206	2,906,808
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(千円)	3,506	279,363	359,309	732,408
四半期(当期)純利益金額(千円)	2,032	166,235	214,714	444,265
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	0.15	12.05	15.55	32.17

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	0.15	11.88	3.51	16.61

当社は、平成25年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、当連結会計年度における各四半期連結累計期間及び当連結会計年度に係る1株当たり四半期(当期)純利益金額並びに各四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2 【財務諸表等】  
(1) 【財務諸表】  
① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,826,351	2,012,838
売掛金	708,686	797,128
有価証券	100,714	100,775
製品	3,593	8,365
前渡金	—	431
前払費用	30,906	40,542
繰延税金資産	66,106	64,116
その他	18,590	16,373
流動資産合計	2,754,949	3,040,571
固定資産		
有形固定資産		
建物	101,073	94,408
減価償却累計額	△24,444	△32,030
建物（純額）	76,628	62,377
車両運搬具	8,238	5,961
減価償却累計額	△5,931	△1,110
車両運搬具（純額）	2,307	4,851
工具、器具及び備品	205,165	214,371
減価償却累計額	△134,731	△155,254
工具、器具及び備品（純額）	70,433	59,117
建設仮勘定	—	136
有形固定資産合計	149,369	126,483
無形固定資産		
特許権	358	53
ソフトウェア	547,347	685,481
ソフトウェア仮勘定	53,021	55,616
電話加入権	190	190
無形固定資産合計	600,918	741,342
投資その他の資産		
投資有価証券	303,313	301,972
関係会社株式	* 210,872	* 219,126
出資金	10	10
長期前払費用	60	1,137
繰延税金資産	34,221	35,767
敷金及び保証金	137,640	169,322
その他	18	39
投資その他の資産合計	686,136	727,375
固定資産合計	1,436,424	1,595,201
資産合計	4,191,373	4,635,772

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	6,643	3,976
未払金	142,342	168,493
未払費用	66,495	66,766
未払法人税等	122,716	149,964
未払消費税等	16,236	29,083
前受金	376,743	429,443
預り金	16,837	17,544
賞与引当金	86,268	73,907
資産除去債務	744	—
その他	99	—
流動負債合計	835,128	939,180
固定負債		
資産除去債務	29,733	31,389
その他	630	633
固定負債合計	30,363	32,022
負債合計	865,492	971,203
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	697,989	713,590
資本剰余金		
資本準備金	684,623	700,222
資本剰余金合計	684,623	700,222
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,007,563	2,311,579
利益剰余金合計	2,007,563	2,311,579
自己株式	△180,518	△180,518
株主資本合計	3,209,657	3,544,873
新株予約権	116,223	119,695
純資産合計	3,325,880	3,664,569
負債純資産合計	4,191,373	4,635,772

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売上高	2,651,562	2,844,718
売上原価		
期首製品たな卸高	2,629	3,593
当期ネットサービス原価	644,490	726,770
合計	647,120	730,364
他勘定振替高	※1 1,521	※1 1,771
期末製品たな卸高	3,593	8,365
製品売上原価	642,004	720,227
売上総利益	2,009,557	2,124,490
販売費及び一般管理費	※2, ※3 1,447,655	※2, ※3 1,414,818
営業利益	561,902	709,672
営業外収益		
受取利息	558	480
有価証券利息	235	459
受取手数料	277	297
未払配当金除斥益	—	869
雇用調整助成金	—	250
雑収入	14	22
営業外収益合計	1,085	2,378
営業外費用		
株式交付費	151	317
株式公開費用	21,000	9,000
為替差損	1,601	3,701
投資損失引当金繰入額	48,843	—
営業外費用合計	71,595	13,019
経常利益	491,391	699,032
特別利益		
新株予約権戻入益	2,137	6,896
受取和解金	2,578	—
特別利益合計	4,716	6,896
特別損失		
固定資産除却損	※4 1,145	※4 619
事務所移転費用	4,000	—
特別損失合計	5,145	619
税引前当期純利益	490,962	705,308
法人税、住民税及び事業税	265,363	277,284
法人税等調整額	△39,842	443
法人税等合計	225,521	277,728
当期純利益	265,441	427,580

【ネットサービス原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		39,540	3.6	22,363	1.8
II 労務費	※1	496,132	45.8	599,793	48.5
III 経費	※2	548,488	50.6	614,366	49.7
当期総費用		1,084,161	100.0	1,236,523	100.0
他勘定振替高	※3	439,670		509,753	
当期ネットサービス原価		644,490		726,770	

(注)

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
※1 労務費の主な内訳は次の通りであります。		※1 労務費の主な内訳は次の通りであります。	
給与手当	313,829千円	給与手当	383,663千円
法定福利費	56,732千円	法定福利費	69,339千円
賞与	36,130千円	賞与	42,142千円
賞与引当金繰入額	38,606千円	賞与引当金繰入額	38,570千円
雑給	43,305千円	雑給	62,080千円
※2 経費の主な内訳は次の通りであります。		※2 経費の主な内訳は次の通りであります。	
外注費	98,324千円	外注費	59,750千円
減価償却費	273,209千円	減価償却費	338,440千円
賃借料	58,918千円	賃借料	60,821千円
※3 他勘定振替高の内訳は次の通りであります。		※3 他勘定振替高の内訳は次の通りであります。	
販売費及び一般管理費	78,167千円	販売費及び一般管理費	68,560千円
固定資産	361,502千円	固定資産	441,193千円
計	439,670千円	計	509,753千円
4 原価計算の方法 当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。		4 原価計算の方法 同左	

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	697,388	697,989
当期変動額		
新株の発行	600	15,601
当期変動額合計	600	15,601
当期末残高	697,989	713,590
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	684,023	684,623
当期変動額		
新株の発行	599	15,599
当期変動額合計	599	15,599
当期末残高	684,623	700,222
資本剰余金合計		
当期首残高	684,023	684,623
当期変動額		
新株の発行	599	15,599
当期変動額合計	599	15,599
当期末残高	684,623	700,222
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,803,669	2,007,563
当期変動額		
剰余金の配当	△61,547	△123,564
当期純利益	265,441	427,580
当期変動額合計	203,893	304,015
当期末残高	2,007,563	2,311,579
利益剰余金合計		
当期首残高	1,803,669	2,007,563
当期変動額		
剰余金の配当	△61,547	△123,564
当期純利益	265,441	427,580
当期変動額合計	203,893	304,015
当期末残高	2,007,563	2,311,579
自己株式		
当期首残高	△180,518	△180,518
当期末残高	△180,518	△180,518
株主資本合計		
当期首残高	3,004,562	3,209,657
当期変動額		
新株の発行	1,200	31,201
剰余金の配当	△61,547	△123,564
当期純利益	265,441	427,580
当期変動額合計	205,094	335,216
当期末残高	3,209,657	3,544,873

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	89,541	116,223
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	26,682	3,471
当期変動額合計	26,682	3,471
当期末残高	116,223	119,695
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	3,094,104	3,325,880
当期変動額		
新株の発行	1,200	31,201
剰余金の配当	△61,547	△123,564
当期純利益	265,441	427,580
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	26,682	3,471
当期変動額合計	231,776	338,688
当期末残高	3,325,880	3,664,569

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）を採用しております。
  - (2) 子会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
  - (3) その他有価証券  
時価のないもの  
移動平均法による原価法を採用しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
製品  
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定率法によっております。  
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
  - (2) 無形固定資産  
定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（または収益）に基づく方法または残存有効期間（3年）によっております。
  - (3) 長期前払費用  
定額法によっております。  
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
4. 繰延資産の処理方法  
株式交付費  
支出時に全額費用として処理しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準
  - (1) 賞与引当金  
従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。
  - (2) 投資損失引当金  
関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案して、関係会社株式について必要額を計上しております。
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。



(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社株式は、投資損失引当金を控除して表示しており、投資損失引当金の金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
投資損失引当金	48,843千円	48,843千円

(損益計算書関係)

※1 製品他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
販売費及び一般管理費への振替高	1,521千円	1,771千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度20.7%、当事業年度20.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度79.3%、当事業年度79.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
広告宣伝費	263,448千円	260,354千円
役員報酬	45,100	45,150
給与手当	397,779	427,689
賞与	53,222	44,104
賞与引当金繰入額	47,662	35,336
法定福利費	70,786	71,503
研究開発費	16,629	8,017
減価償却費	33,331	24,944
賃借料	91,621	88,650
支払手数料	75,289	73,563
旅費交通費	55,246	57,966
採用費	62,696	51,261

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	16,629千円	8,017千円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
工具、器具及び備品	1,145千円	619千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	3,100	—	—	3,100
合計	3,100	—	—	3,100

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、平成25年2月28日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。

なお、株式分割は、平成25年4月1日を効力発生日としておりますので自己株式数につきましては、株式分割前の株数を基準に記載しております。

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	3,100	—	—	3,100
合計	3,100	—	—	3,100

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式219,126千円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式210,872千円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。なお、前事業年度(平成24年3月期)及び当事業年度(平成25年3月期)における子会社株式の貸借対照表計上額は、投資損失引当金48,843千円控除後の数字であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	9,234千円	12,593千円
賞与引当金	32,790	28,092
未払社会保険料	4,504	3,970
未払賃借料	17,082	17,453
その他	2,494	2,006
計	66,106	64,116
繰延税金資産(固定)		
減価償却費超過額	3,764	1,003
株式報酬費用	11,238	13,493
資産除去債務	1,810	3,862
投資損失引当金	17,407	17,407
計	34,221	35,767
繰延税金資産の純額	100,327	99,883

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.64	
住民税均等割	1.58	
株式報酬費用	1.83	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.80	
その他	△0.61	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.93	

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社及び営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～15年と見積り、割引率は、1.032%～1.73%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	15,400千円	30,477千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	27,072	1,317
時の経過による調整額	4,203	338
資産除去債務の履行による減少額	△16,200	△744
期末残高	30,477	31,389

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	234円58銭	256円45銭
1株当たり当期純利益金額	19円40銭	30円96銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	19円30銭	30円95銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	265,441	427,580
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	265,441	427,580
普通株式の期中平均株式数(株)	13,679,211	13,811,267
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	74,246	5,123
(うち新株予約権)(株)	74,246	5,123
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権</p> <p>平成17年6月20日決議 潜在株式の数 48,600株</p> <p>平成19年6月21日決議 潜在株式の数 42,900株</p> <p>平成20年6月24日決議 潜在株式の数 87,300株</p> <p>平成21年6月24日決議 潜在株式の数 92,300株</p>	<p>新株予約権</p> <p>平成17年6月20日決議 潜在株式の数 46,200株</p> <p>平成19年6月21日決議 潜在株式の数 41,300株</p> <p>平成20年6月24日決議 潜在株式の数 77,700株</p> <p>平成21年6月24日決議 潜在株式の数 84,000株</p>

当社は、平成25年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割については、前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割)

平成25年2月28日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年4月1日に株式分割を行っております。

1 株式分割の目的

株式の分割を実施し、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100株を1単位とする単元株制度を採用いたしました。

2 株式分割の割合

平成25年3月31日(日)を基準日として、同日(同日は株式名簿管理人の休業日につき、実質的には平成25年3月29日(金))の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき100株の割合をもって分割を行っております。

3 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	141,330株
今回の分割により増加する株式数	13,991,670株
株式分割後の発行済株式総数	14,133,000株
株式分割後の発行可能株式総数	45,036,000株

4 株式分割の時期

基準日 平成25年3月31日(日) (実質的には平成25年3月29日(金))  
効力発生日 平成25年4月1日(月)

5 1株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、(1株当たり情報)に記載しております。

(株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権について)

当社は、平成25年6月24日開催の第18期定時株主総会において、当社取締役および監査役に対して有償にて発行することを決議しております。

当該ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、下記のとおり当社の企業価値への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とするストックオプションとして発行されるものであって、当社における取締役および監査役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、当該ストックオプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役および監査役に払込金額と同額の報酬を付与し、当該新株予約権の払込金額と本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役および監査役の報酬債権とを相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。なお、当該新株予約権の払込金額は、公正価額を基準に定められます。

1 取締役および監査役に対し新株予約権を発行する理由

取締役については、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、また監査役については、企業価値向上を目指す貢献意欲を一層高めることを目的として、ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の総数は、当社取締役会決議に基づき、取締役に対しては年額100百万円の範囲内で、監査役に対しては年額50百万円の範囲内で新株予約権の発行価額の総額を定め、これを新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値をもとにブラックショールズモデルに基づいて算出される新株予約権1個当たりの公正価額をもって除して得られた数(ただし、整数未満の端数は切捨てる)を限度とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。ただし、当社が株式分割、株式無償割当または株式併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲内で調整することができるものとする。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の割当日の翌日から10年以内とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、新株予約権の割当日の翌日から3年を経過する日まで新株予約権を行使できないものとする、あるいは、取締役および監査役いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。
- (8) その他の新株予約権の内容  
その他の新株予約権の内容は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ストックオプションとして発行する新株予約権について)

当社は、平成25年6月24日開催の第18期定時株主総会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社および当社国内子会社の従業員に対して無償にて発行することを決議しております。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社および当社国内子会社の従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社および当社国内子会社の従業員。

3. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権1,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式100,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算定により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所市場第一部の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、当該価額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算定式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日から2年を経過した日から平成35年6月24日まで

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会の決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

⑦ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。



v 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii 新株予約権の取得条項

上記⑥に準じて決定する。

⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

⑩ その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

④【附属明細表】  
【有価証券明細表】

【債券】

投資有価証券	満期保有目的の債券	銘柄	券面総額（千円）	貸借対照表計上額 （千円）
		第86回利付国債	300,000	301,972
		計	300,000	301,972

【その他】

有価証券	その他有価証券	銘柄	券面総額（千円）	貸借対照表計上額 （千円）
		野村C R F	100,775	100,775
		計	100,775	100,775

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期末残高 （千円）	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 （千円）	当期償却額 （千円）	差引当期末残 高（千円）
有形固定資産							
建物	101,073	5,281	11,945	94,408	32,030	19,531	62,377
車両運搬具	8,238	5,814	8,091	5,961	1,110	1,866	4,851
工具、器具及び備品	205,165	26,649	17,442	214,371	155,254	37,037	59,117
建設仮勘定	—	136	—	136	—	—	136
有形固定資産計	314,477	37,881	37,480	314,878	188,395	58,435	126,483
無形固定資産							
商標権	574	—	574	—	—	—	—
特許権	2,540	—	—	2,540	2,486	305	53
ソフトウェア	950,623	442,718	6,189	1,387,151	701,670	304,584	685,481
ソフトウェア仮勘定	53,021	441,252	438,656	55,616	—	—	55,616
電話加入権	190	—	—	190	—	—	190
無形固定資産計	1,006,950	883,970	445,421	1,445,499	704,156	304,889	741,342
長期前払費用	580	5,774	4,080	2,274	1,137	4,697	1,137

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア	販売用ソフトウェア (i-FILTER)	117,162千円	販売用ソフトウェア (i-フィルター)	107,630千円
	販売用ソフトウェア (D-SPA)	103,933千円	販売用ソフトウェア (m-FILTER)	58,833千円
ソフトウェア仮勘定	販売用ソフトウェア (i-FILTER)	134,571千円	販売用ソフトウェア (i-フィルター)	111,439千円
	販売用ソフトウェア (D-SPA)	71,937千円	販売用ソフトウェア (m-FILTER)	69,441千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

- (ソフトウェア) 償却期間の終了したものであります。  
(ソフトウェア仮勘定) 完成によるソフトウェア勘定への振替であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	86,268	73,907	83,090	3,178	73,907
投資損失引当金	48,843	—	—	—	48,843

(注) 賞与引当金の「当期減少額(その他)」は、実際支給額との差額の戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

a 資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	235
預金	
普通預金	1,409,432
定期預金	600,000
当座預金	3,169
小計	2,012,602
合計	2,012,838

ロ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ソフトバンクBB株式会社	223,236
株式会社PFU	119,772
ダイワボウ情報システム株式会社	108,857
丸紅情報システムズ株式会社	98,312
株式会社内田洋行	52,250
その他	194,698
合計	797,128

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
708,686	3,055,669	2,967,227	797,128	78.8	89.9

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ 製品

品名	金額 (千円)
パッケージソフトウェア	597
販売用CD-ROM等	1,078
サーバー等	6,688
合計	8,365

b 負債の部

イ 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社アイキューエス	1,797
株式会社イグアス	1,583
株式会社イーステージ	595
合計	3,976

ロ 前受金

区分	金額 (千円)
保守サービス	362,945
その他	66,497
合計	429,443

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	—
単元未満株式の買取 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	該当事項はありません。
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL <a href="http://www.daj.jp/ir/stock/notification/">http://www.daj.jp/ir/stock/notification/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 平成25年2月28日開催の取締役会決議により、1単元の株式数を1株から100株に変更しております。なお、実施日は平成25年4月1日であります。
- 2 平成25年6月24日開催の第18期定時株主総会において、単元未満株式についての権利に関する規程を新設する定款変更が承認されました。なお、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月25日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年6月25日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

四半期会計期間

第18期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月13日関東財務局長に提出。

第18期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月13日関東財務局長に提出。

第18期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月13日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

平成25年6月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月24日

デジタルアーツ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 久保 幸年 ㊞

業務執行社員 公認会計士 瀬尾 佳之 ㊞

## <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年2月28日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日付で株式分割を実施し、単元株制度を採用している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年6月24日開催の第18期定時株主総会において、取締役及び監査役に対して有償にて株式報酬型ストック・オプションを発行することを決議している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年6月24日開催の第18期定時株主総会において、会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づき、会社及び国内子会社の従業員に対して無償にてストック・オプションを発行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。



#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、デジタルアーツ株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、デジタルアーツ株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月24日

デジタルアーツ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 久保 幸年 ㊞

業務執行社員 公認会計士 瀬尾 佳之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年2月28日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月1日付で株式分割を実施し、単元株制度を採用している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年6月24日開催の第18期定時株主総会において、取締役及び監査役に対して有償にて株式報酬型ストック・オプションを発行することを決議している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年6月24日開催の第18期定時株主総会において、会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づき、会社及び国内子会社の従業員に対して無償にてストック・オプションを発行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月25日
【会社名】	デジタルアーツ株式会社
【英訳名】	Digital Arts Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 道具 登志夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長道具登志夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成25年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の業務・機能・リスクを検討し、さらに各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している当社の本社を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、販売用ソフトウェア及び売上原価に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。